

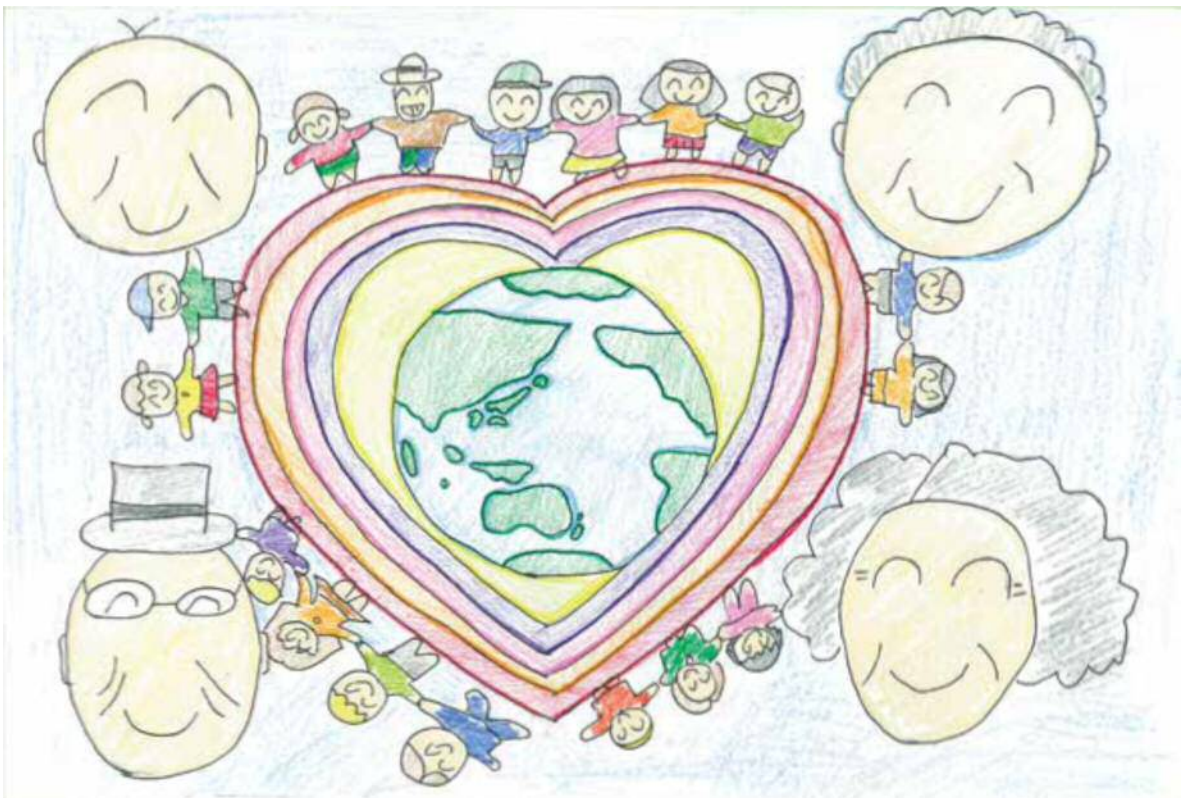
(案)

## 第2期

# 川口市地域福祉計画(後期)

「きらり川口地域ふれあいプラン」

(2019~2023年度)



2019年3月

川口市







## 目次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定・中間見直しの趣旨	3
2. 計画の目的	4
3. 計画の位置づけと範囲	4
4. 計画の期間	5
5. 前期計画の評価について	5
6. 策定の経過	7
7. 川口市の特性	8
第2章 基本的な考え方	17
1. 基本理念	19
2. 基本目標	20
3. 方針の全体像	21
第3章 取組方針	23
基本目標1 地域で支えあう仕組みづくり	25
取組方針(1) 多様な分野との連携	26
取組方針(2) 地域コミュニティの創造・強化	29
取組方針(3) ライフステージに着目したコミュニティ活動の強化	36
取組方針(4) 地域の見守り活動の推進	41
取組方針(5) 福祉サービスの充実	45
基本目標2 伝え育む仕組みづくり	47
取組方針(1) 情報発信の強化(啓発)	47
取組方針(2) 教育(人材育成)	50
基本目標3 その人らしく暮らす環境づくり	54
取組方針(1) バリアフリー化の推進	54
取組方針(2) 自己実現の支援	56
取組方針(3) 権利擁護の推進	58
第4章 計画の推進体制	61
1. 計画推進の方向性	63
2. 計画推進の取組	63
3. 本計画期間中に実施する取組	64
資料編	67
資料1 アンケートからみた川口市の地域福祉の現状	
資料2 川口市地域福祉計画策定委員会設置要綱	
資料3 川口市地域福祉計画策定委員会委員名簿	



# 第1章

## はじめに





# 1 計画策定・中間見直しの趣旨

川口市では、平成15年度に当時の「第3次川口市総合計画」の下に、行政が市民一人ひとり・地域団体・事業者など（以下、「市民等」とする）の参加を得ながら、地域福祉を総合的かつ効率的に推進していくための基本指針として10年間を計画期間とする「川口市地域福祉計画」を策定し、計画の中間年にあたる平成20年度には見直しを図り、計画を実行してきました。

平成25年度には、同じく10年間を計画期間とする「第2期川口市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に努めてきたところです。

少子高齢化や核家族化等の進展により、市民のライフスタイル※や価値観、ニーズなどが多様化・複雑化する中、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は低下し、身近な生活課題に対する家族や近隣同士での助け合い、地域のつながりが希薄になってきています。このため、地域では高齢者や障害者だけではなく、様々な世代においても生活不安やストレスを抱える人が増え、虐待・ひきこもり・自殺などが社会問題となっています。

このような状況の中で、国では「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、ダブルケアの家庭や精神疾患、難病、認知症、医療的ケア児、就労など複合的な問題や制度の狭間の問題に対応するには今までの公的支援を「縦割り」ではなく、包括的な「丸ごと」支援へ転換し、「他人事」ではなく「我が事」として主体的に支えあう「地域共生社会」の実現に取り組むことが必要と示しました。市民の福祉に関するニーズも多様化してきており、子どもから高齢者まで、年齢・性別、障害の有無などの違いに関わらず、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく、安心して充実した生活を送るために、地域における支えあいや助け合う力を高めていくことがますます大切になっています。

地域住民、川口市民としてのつながりを持ち、思いやりを持って共に支えあい、助け合うという力を高めていくためには、地域の住民をはじめとして、町会・自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO※、社会福祉事業者など、地域の様々な人々と行政とが協働し、協力しながら、地域における生活課題を解決する取組を進めていく必要があります。

川口市は、平成30年4月1日から中核市に移行し、市民に身近な多くの行政サービスの権限が県から移譲され、これまで以上に自らの判断と責任で地域の实情に合った、より質の高い市民サービスを提供することができるようになりました。そこで、市を取り巻く社会環境の変化や住民ニーズの移り変わりなど、様々な要因を踏まえ、2019～2023年度までの本市における地域福祉の推進に資する取組の方向性を示す計画として、「第2期川口市地域福祉計画」を見直し、「第2期川口市地域福祉計画（後期）」を策定しました。

## ※ライフスタイル

人々の生活様式や行動様式のこと。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のこと。

## ※NPO

行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織をいう。平成10年に、この組織に法人格を与え、活動を支援するため特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）が成立した。

## 2 計画の目的

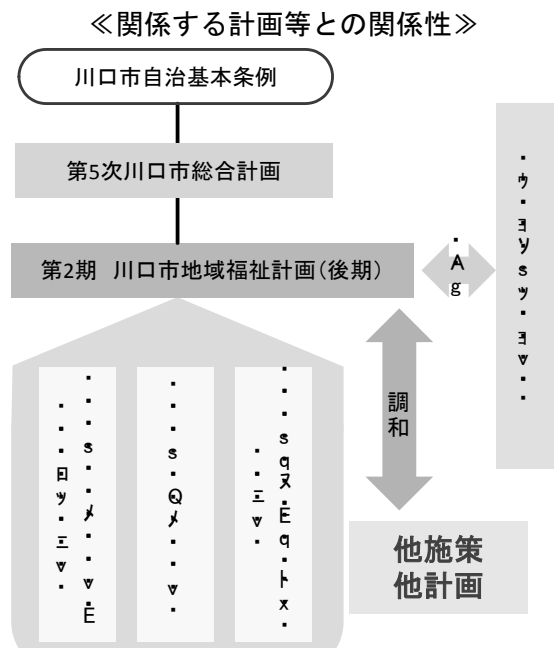
この計画は、社会福祉法（昭和二十六年法律第45号）第107条を根拠とし、市町村が次の事項を一体的に定めることにより地域福祉の推進を図ることを目的とした計画です。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 包括的な支援体制の整備に関する事項

## 3 計画の位置づけと範囲

この計画は、市民が市政の主人公であると定めた川口市の最高規範である「川口市自治基本条例※」の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図るとともに、「第5次川口市総合計画」を踏まえ、地域福祉推進の理念や方針を示すことにより、川口市がめざす理念と、多様な福祉施策や福祉サービス、地域住民等による福祉活動を相互につなぐ役割を果たすものです。また、平成29年12月12日の厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長の連名通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」に基づき、川口市における各種福祉分野の計画（川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、川口市障害者福祉計画、川口市子ども・子育て支援事業計画など）の上位計画として位置付けています。

計画の範囲は、「地域福祉を推進する上での共通の理念」と「地域福祉を推進する具体的な取組」とします。

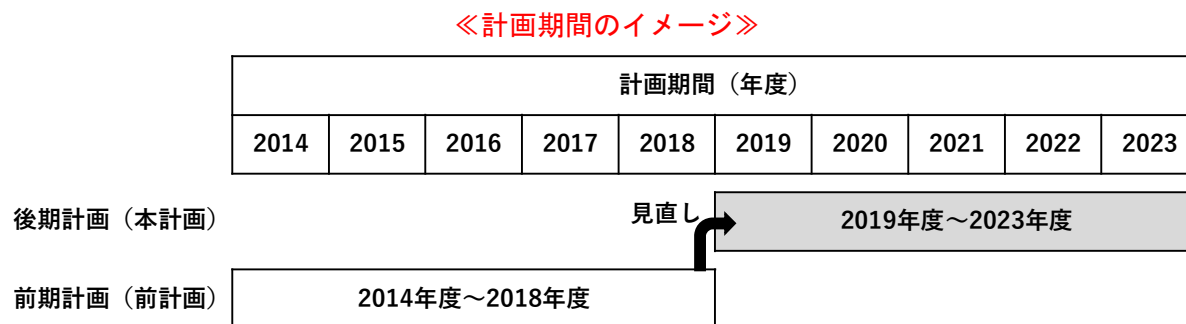


### ※自治基本条例

「自治体の憲法」とも言われており、住民自治の基本理念や自治体経営の基本原則などを盛り込むとともに、市民、議会、行政の責務、役割を明確にしたもの。川口市では、平成21年に市の最高規範として「川口市自治基本条例」を制定した。

## 4 計画の期間

本計画は、平成26年に策定された「第2期川口市地域福祉計画」を見直したものであり、その計画期間は当該計画の期間を引き継ぎ、2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間を計画期間とするものです。



## 5 前期計画の評価について

前期計画期間中においては、次の6つの取組（4施策）について重点的に取り組んできました。

### ①民生委員・児童委員の定員充足率の向上

町会や自治会を通じた推薦依頼、社会福祉大会におけるPRにより、平成28年時の一斉改選時よりは充足しましたが、平成25年時の充足率には至っていません。担い手不足の要因のひとつである負担軽減策について検討・実施するとともに、民生委員児童委員の必要性について丁寧な説明等を行い、引き続き、定員充足率の向上に取り組んでいきます。

### ②福祉避難所の整備

平成27年3月に福祉避難所開設・運営マニュアルを策定し、災害時における関係機関との協力・支援体制を整備しました。痰吸引機やストーマ用装具など、福祉避難所に必要な物資の備蓄に努めるとともに、毎年、避難所担当職員による福祉避難所開設訓練を行っています。今後は、より実践的な福祉避難所訓練を行い、職員の知識の向上と非常時における組織の機能強化を図っていきます。また、引き続き物資の備蓄を進め、特別な配慮が必要な方々が安心して利用できる福祉避難所の整備に努めます。

### ③民間福祉施設との避難協定の締結推進

市内の社会福祉施設運営事業者と協定を締結することで、災害時の避難生活に特別な配慮が必要となる方々に対するきめ細かな支援体制を確立するため、平成28年3月に市内の7事業者10施設と、「災害時における社会福祉施設への要援護者の受け入れに関する協定」を締結しました。

しかしながら、現在の施設数では大規模災害時には不十分であるため、引き続き、民間事業者に協力を呼びかけ、福祉避難所の確保に努めます。

### ④新聞配達店等の地域資源を活用した「見守り協定」ネットワークの構築

平成27～29年度にかけて8事業者と見守り協定を締結しました。事業者等からの連絡により、市で把握することが難しかった市民の安否を確認することができ、その後の支援につなげることができたなど、効果が表れています。孤立しがちなひとり暮らし高齢者などに対する見守り体制の構築に向けた支援を継続するとともに、市民や事業者等から安否確認の依頼があった際に、より迅速に対応できるよう、各部署との連携を強化します。

### ⑤成年後見制度の啓発 ⑥成年後見制度利用支援事業の充実

成年後見制度の普及啓発のため、川口市成年後見センターを設置し、講座・セミナーの開催や市民後見人の養成に取り組んできました。また制度利用にあたっての相談や申立手続きの支援、制度利用に係る費用の助成・拡大を行うなど、利用促進を図ってきました。今後は成年後見制度利用促進計画に基づいた取組を推進していきます。

## 6 策定の経過

本計画の計画案を策定するために学識経験者、関係機関・団体、地域福祉活動実践者、地域代表（公募委員を含む）から成り市長の諮問機関である「川口市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会」により検討・審議を重ねてきました。

また、広く市民の意見を反映させるためのパブリック・コメントを実施したうえで、川口市長が「第2期川口市地域福祉計画（後期）」として決めました。

年月日	経緯
第1回 平成30年5月30日	<ul style="list-style-type: none"><li>・副専門分科会長の指名について</li><li>・市長の諮問について</li><li>・第2期川口市地域福祉計画の見直しについて</li></ul>
第2回 平成30年8月30日	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民アンケート調査の中間結果報告</li><li>・現行計画における進捗評価の方針についての検討</li><li>・計画の基本理念についての意見聴取</li><li>・今後のスケジュールについて</li></ul>
第3回 平成30年11月27日	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民アンケート調査の最終結果報告</li><li>・事例・ニーズ調査結果について</li><li>・見直し計画の骨子案について</li></ul>
第4回 平成31年1月9日	<ul style="list-style-type: none"><li>・第2期川口市地域福祉計画（後期）の原案について</li><li>・パブリック・コメントについて</li></ul>
第5回 平成31年●月●日	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画案について</li></ul>

# 7 川口市の特性

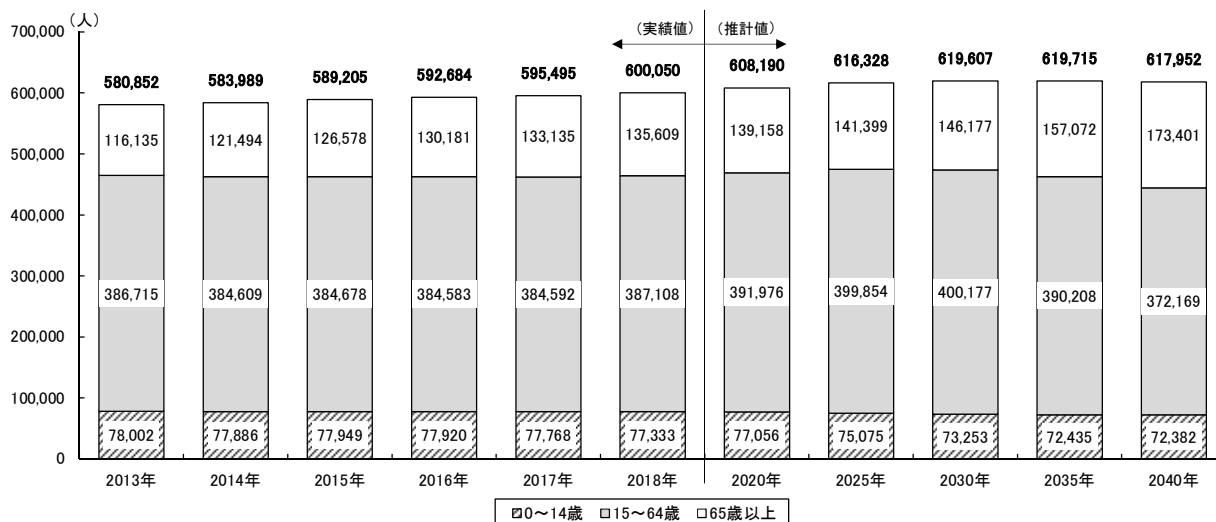
## (1) 川口市の人口構成

### ①人口及び世帯数の推移・推計

川口市の人口及び世帯数は増加傾向にあり、2018年1月1日時点で600,050人となっています。市で実施した推計によると、2020年ごろまでは増加傾向が続き、その後は緩やかに減少していくとされています。

2018年1月1日時点の人口を年齢別にみると、生産年齢人口（15～64歳）の占める割合が高く（川口市64.5%、埼玉県全体62.0%）、県内ではやや元気な（若い）都市といえます。

《人口及び世帯数の推移・推計》

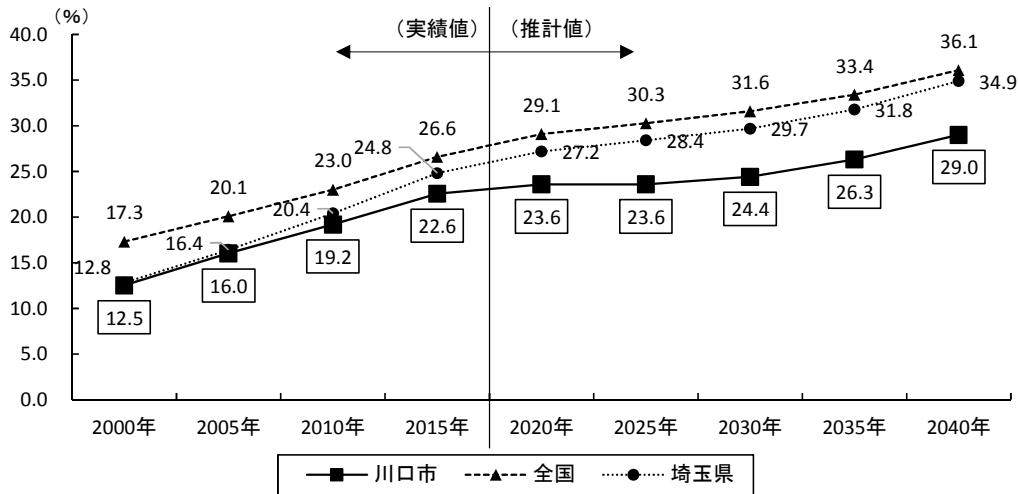


出典：住民基本台帳（2013～2018年：各年1月1日時点）、2020年以降は第5次川口市総合計画

## ②高齢化率の推移・推計

川口市の高齢化率は年々上昇しており、2015年10月1日時点で22.6%となっており、全国より4ポイント、埼玉県より2ポイント程度低くなっています。国立社会保障・人口問題研究所による将来推計をみると、川口市が全国や埼玉県より低い傾向は当面続くとされていますが、2040年には29.0%となるなど、川口市でも高齢化が進むことがうかがえます。

《高齢化率の推移・推計（全国・埼玉県・川口市）》

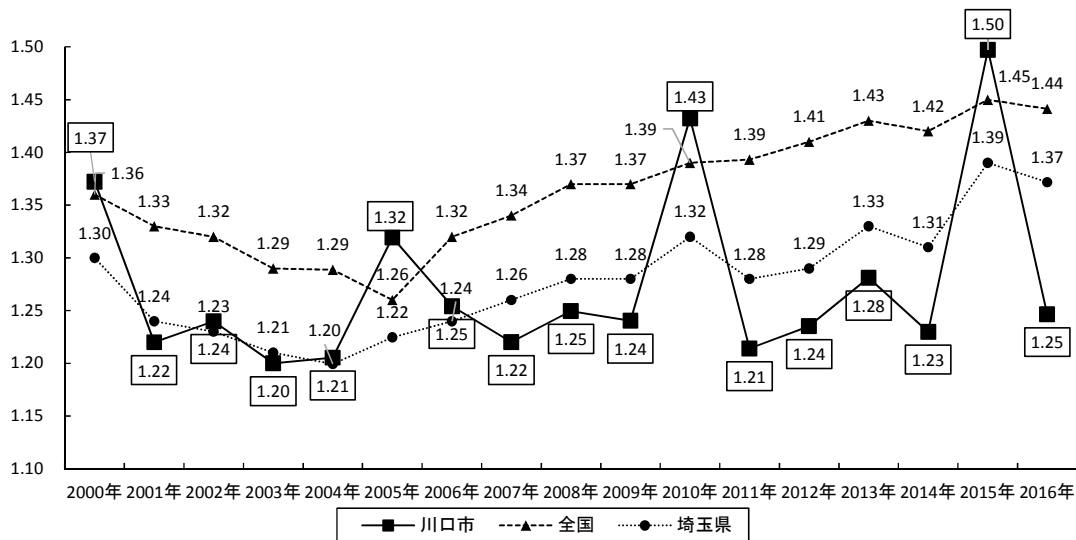


出典：2015年までは国勢調査報告（総務省）、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値

## ③合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産むとしたときの子どもの数を示す指標）は、2016年時点で1.25となっており、全国及び埼玉県より低くなっており、2007年ごろから同じ傾向が続いています。

《合計特殊出生率の推移（全国・埼玉県・川口市）》

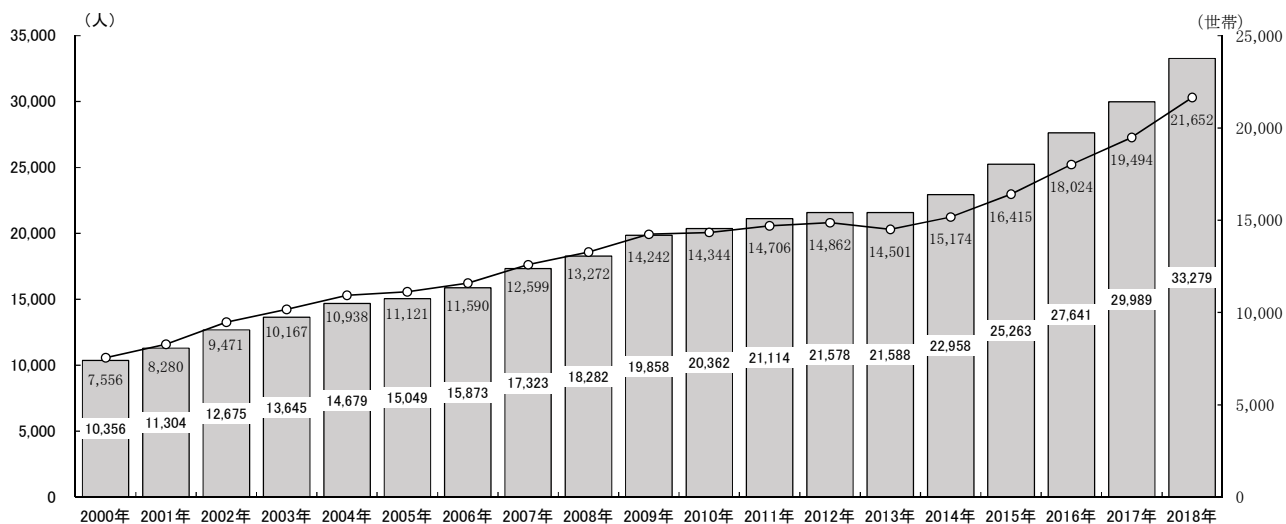


出典：埼玉県「彩の国統計情報」

#### ④外国人住民の推移

川口市における外国人住民は増加傾向となっており、2018年1月1日時点で33,279人、21,652世帯となっており、2000年の3倍以上となっています。

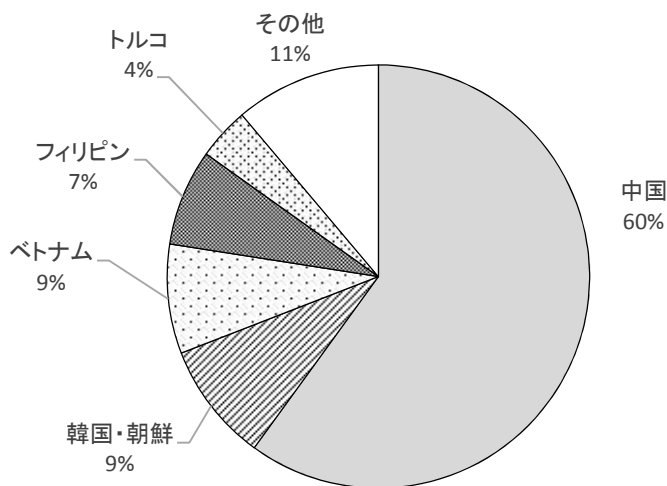
#### 《外国人住民の推移》



出典：川口市統計書

国籍別にみると、中国籍が全体の6割を占めています。

#### 《外国人住民の割合（国籍別）（2018年1月1日時点）》



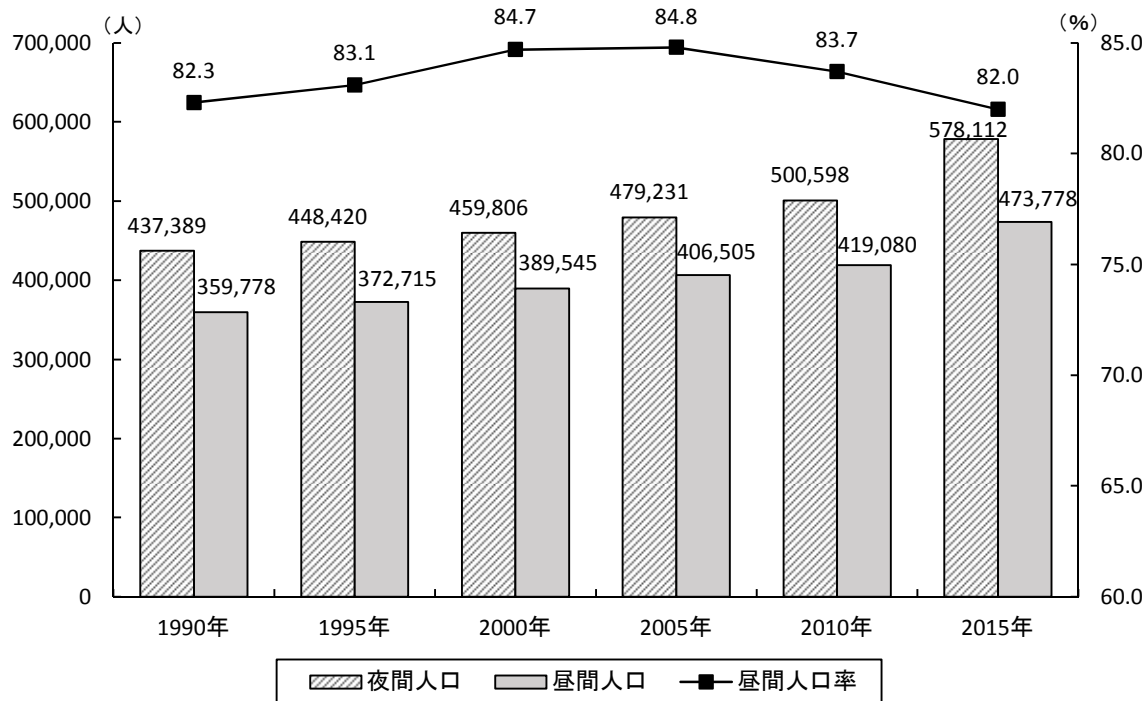
出典：川口市統計書



### ⑤昼間人口と夜間人口の推移

2015年10月1日時点の昼間人口は473,778人、夜間人口は578,112人、昼間人口率は82.0%となっており、川口市がベッドタウン（昼間に他市へと人口が移動）であることがうかがえます。なお、昼間人口、夜間人口ともに増加傾向となっています。

《昼間人口と夜間人口の推移》



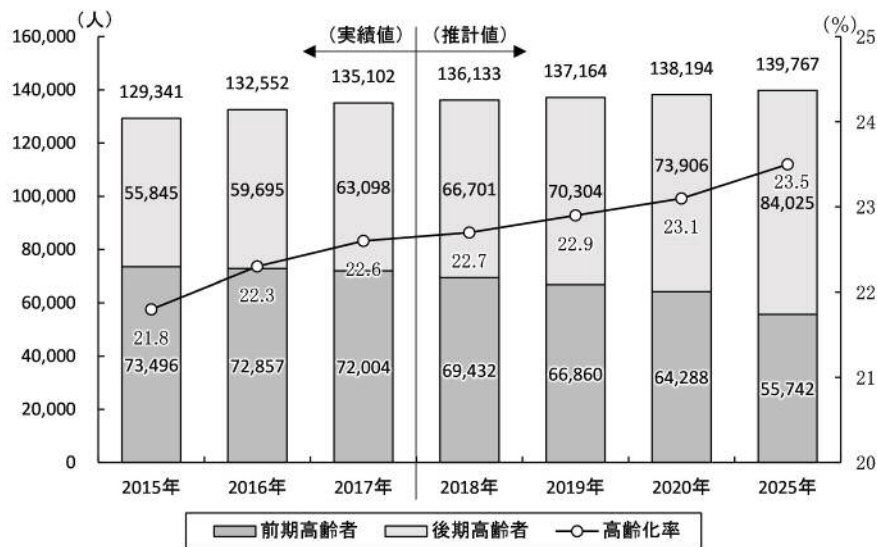
出典：川口市統計書

## (2) 各分野別対象者等の状況及び動向

### ①高齢者

川口市の高齢者人口は増加していくと推計されています。前期高齢者人口（65歳以上74歳未満）と後期高齢者人口（75歳以上）をみると、2018年を境に後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回るとされており、高齢化が進む中でも、より介護を必要とすると考えられる高齢者層（後期高齢者）が増加すると考えられます。

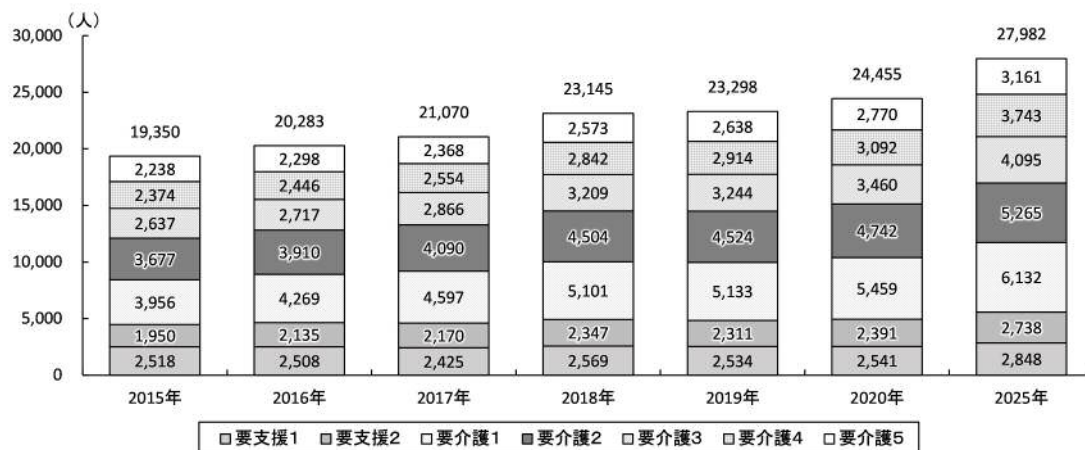
《川口市の高齢者数と高齢化率の推移・推計》



出典：第7期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（各年10月1日時点）

要支援・要介護認定者数は、高齢化とともに増加傾向となっており、今後もこの傾向は続くと言推計されています。

《要支援・要介護認定者数の推移・推計》



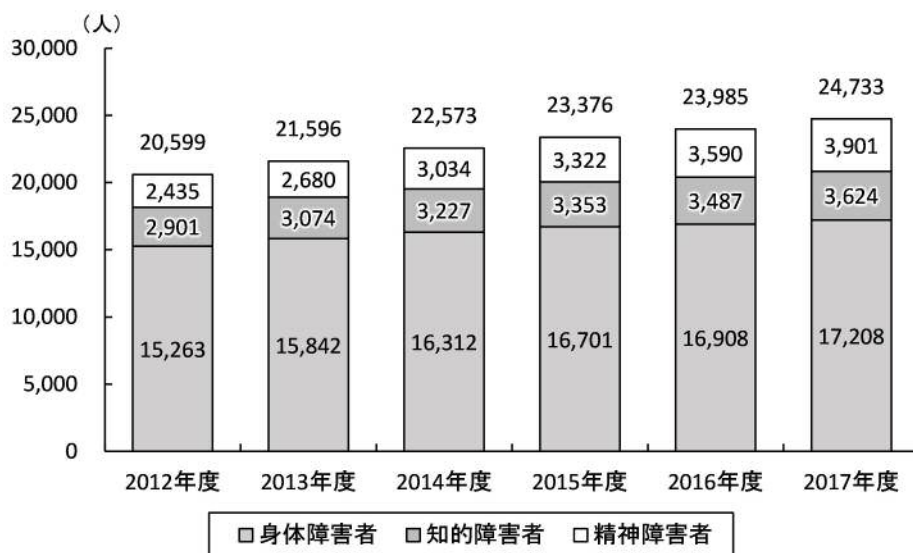
出典：第7期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（各年9月末現在）

## ②障害者

川口市における障害者手帳所持者数は24,733人(2017年度)となっており、うち身体障害者が17,208人、知的障害者が3,624人、精神障害者が3,901人となっています。

障害種別の推移をみると、特に精神障害者の増加傾向が顕著となっています。

《障害者数の推移》

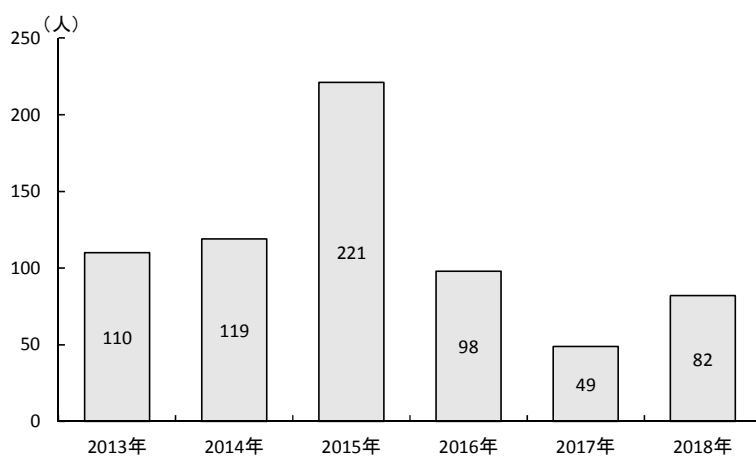


出典：川口市

## ③子ども・子育て

川口市の保育園等の待機児童数は、2018年4月1日時点で82名となっており、埼玉県内では4番目に多い数となっています。推移をみると、2015年以降は減少傾向となっていました。2018年には再び増加しています。

《待機児童数の推移》



出典：川口市（各年4月1日）

家庭児童相談室の相談状況を見ると、相談件数（総数）は増加しており、児童虐待や性格行動、育児・しつけなどに関する相談件数が多くなっています。

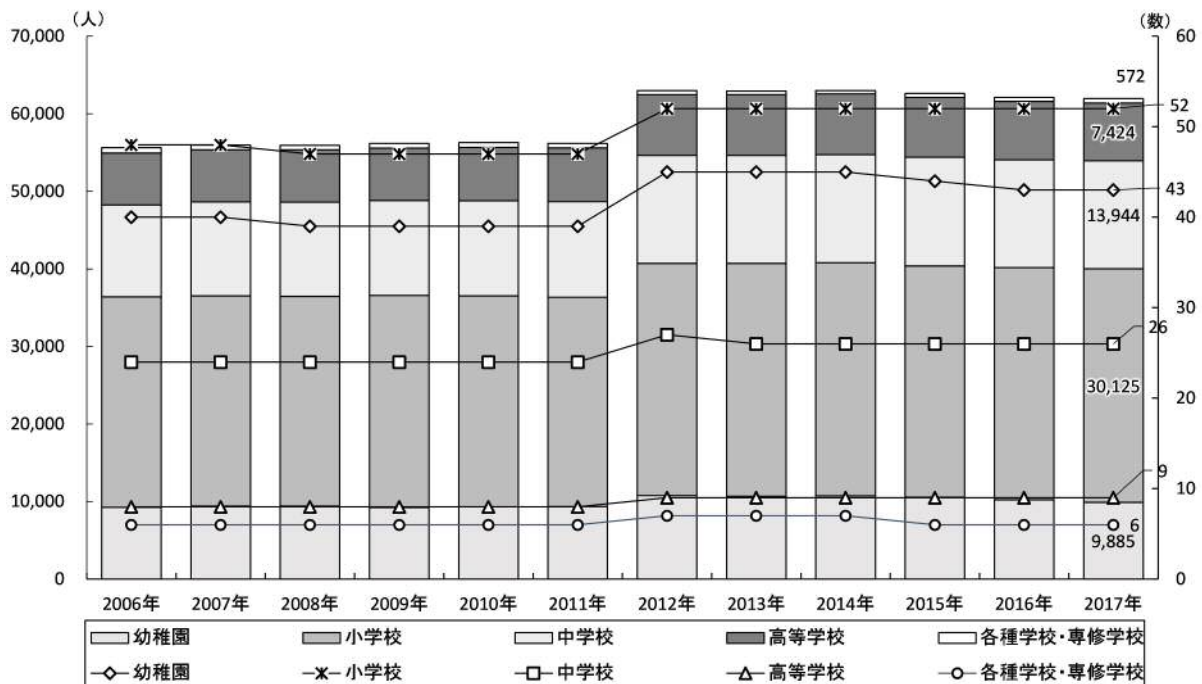
《家庭児童相談室の相談状況の推移》

	総数	養護		保健	障害						非行		育成			その他	
		児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語発育障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性		育児・しつけ
2006年度	735	54	415	1	-	-	74	18	4	3	5	1	14	13	-	29	104
2007年度	692	56	366	1	-	-	118	4	1	6	1	-	22	19	-	86	12
2008年度	672	60	361	6	5	-	27	-	61	50	4	-	21	10	1	54	12
2009年度	737	62	396	3	3	2	8	6	63	60	9	-	17	12	-	78	18
2010年度	886	107	458	6	-	-	10	4	77	43	7	-	28	26	-	101	19
2011年度	1,140	152	488	10	-	-	30	4	139	67	3	-	36	13	3	161	34
2012年度	995	189	377	11	2	1	39	-	13	49	5	-	63	22	2	182	40
2013年度	985	138	361	7	1	-	64	-	8	38	9	1	82	22	-	208	46
2014年度	1,280	207	496	15	-	1	36	1	10	98	3	-	85	35	1	227	65
2015年度	1,132	178	404	12	1	1	24	-	3	82	4	-	102	25	2	261	33
2016年度	1,163	267	480	7	-	-	16	-	2	56	5	1	119	26	-	134	50

出典：川口市統計書

川口市内の学校等の推移を見ると、2012年以降、在学（園）者数、学校数ともに横ばいで推移しています。

《在学（園）者数と学校等の設置数の推移》

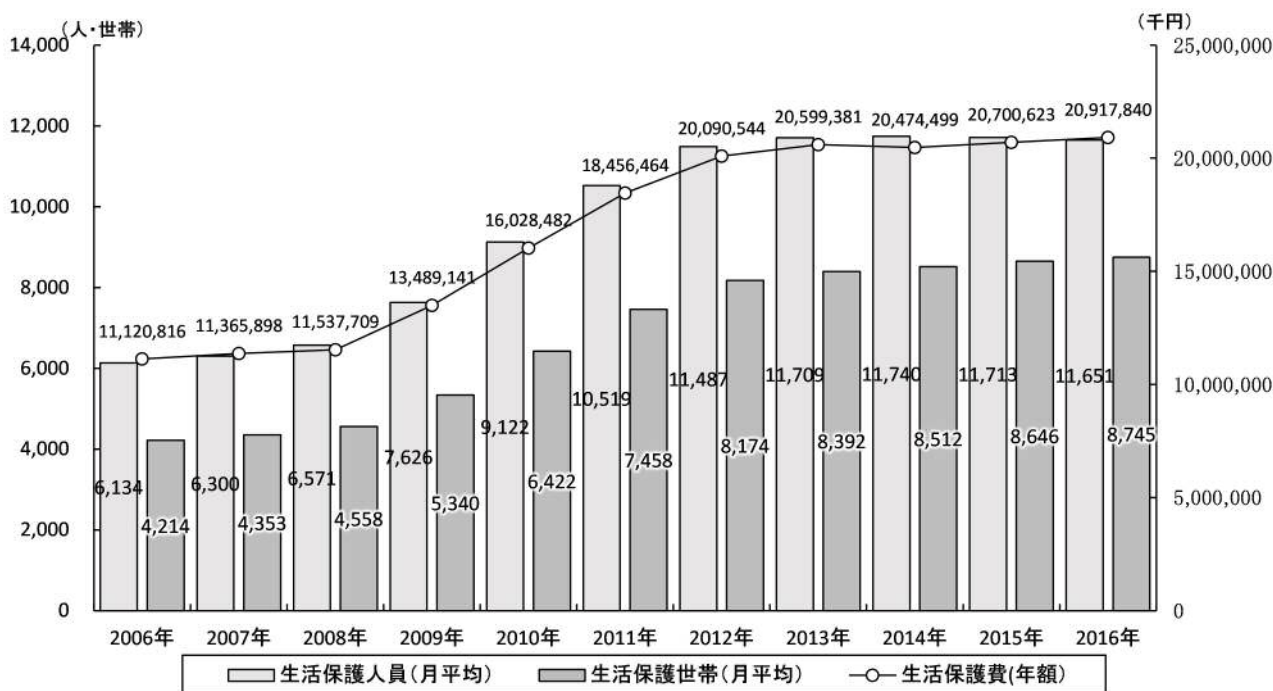


出典：川口市統計書

#### ④生活保護の状況

2006年から2016年にかけて川口市の生活保護の状況をみると、生活保護人員、生活保護世帯、生活保護費のいずれも増加傾向となっており、約2倍となっています。

《生活保護の状況の推移》



出典：川口市統計書

### (3) 川口市の特徴

#### ①平成30年度より中核市となった、県下有数の近代産業都市、一大生産都市

平成30年4月より、川口市は中核市となりました。総人口は60万人を超え、鋳物産業、機械関連産業を始めとしたものづくり産業及び植木を中心とする花き生産などの緑化産業に加え、土木、建築、さらには、医療、介護、子育て、福祉関連産業など、人口増加等の都市環境の変化に応じて多種多様な企業が集積しております。

都会的ななかにも、昔ながらの職人気質、人情の厚さが残っています。転入してきた人、通勤してくる人などから、暮らしやすい土地柄だという声があります。

今後は、中核市に移行したメリットも活かし、多様な人や企業が活躍するまちづくりを更に進め、将来都市像である「人としごとが輝くしなやかでたくましい都市 川口」を目指します。

## ②福祉コミュニティの先進地

本市は、市民の共済制度の先進地です。昭和42年に、全国に先がけて、市民相互の助け合い制度である「川口市交通災害共済制度」を創設しました。当時、交通戦争といわれたように、交通事故が非常に多い中で、1日1円、年間365円、みんなでお金を出し合って交通事故にあった人の入院費などを出すことが目的でした。さらに、昭和58年には社会福祉協議会が、同じく1日1円、年間365円の会員会費で相互に家事援助などを行う事業型の会員制度の「川口市社会福祉コミュニティ制度」を発足させました。その制度は平成7年度に川口市社会福祉協議会会員制度「ひまわりフレンドリー」となり、その後の改正を経て、現在は「住民参加型福祉サービス事業」と「川口市社会福祉協議会会員制度」として、相互に助け合う精神を受け継いで活発な活動を続けています。

## ③町会・自治会と行政のパートナーシップ

市内には、古くから町会・自治会を基盤とするコミュニティが形成され、広範な活動を展開してきました。現在、231の町会・自治会があります。

また、本市では、町会・自治会と市とのパイプ役として職員を配置する町会相談員制度を実施しています。

## ④日本一のボランティアのまちづくり

平成12年にボランティア活動の拠点として、ミーティングや作業の場であるボランティアサポートステーションを開設し、平成18年にかわぐち市民パートナーステーションに名称を改め、ボランティア同士の情報交換や交流を図っています。かわぐち市民パートナーステーションまたは川口市社会福祉協議会に登録している社会貢献団体が一堂に集う、「ボランティア見本市」は、平成30年現在で17回の開催を迎え、市民のボランティア活動に対する関心を深めるイベントとして、地域に根付いています。

本市は日本一のボランティアのまちをめざして、かわぐち市民パートナーステーションと社会福祉協議会のボランティアセンター※を中心に、市民にボランティア活動への参加をよびかけています。

## ⑤豊かな地域福祉資源

市内には、公民館などの社会教育施設35か所をはじめ、高齢者施設、障害者施設など、地域福祉の拠点になる多様な施設が整備されています。

また、多様なボランティアがそれぞれ活動しており、地域福祉に必須の資源である施設と組織（モノとヒト）の観点からは恵まれた状況です。

これらの豊かな地域福祉資源をいかに有効活用するかが、今後の課題です。

### ※ボランティアセンター

ボランティア活動に関する理解と関心を深め、ボランティア・団体の育成・援助を行う拠点で、キューポ・ラ本館棟に設置されている。

# 第2章

## 基本的な考え方





# 1 基本理念

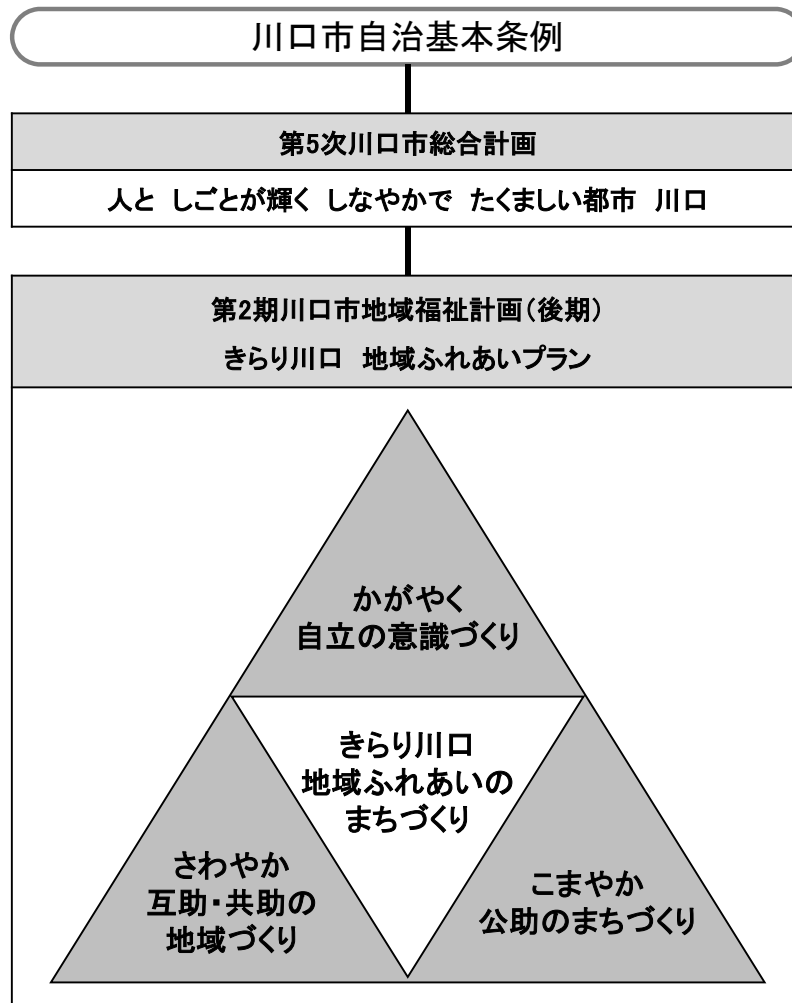
少子・高齢社会が到来し、子育てや介護・介助などの支援を必要とする人が増加する一方で、家庭や地域の伝統的な相互扶助機能は弱体化しています。

川口市では、最高規範として平成21年に制定した川口市自治基本条例において、市民に対し主権者として自治の主体であるとの自覚を持ち市政に参加するよう努めることを定めるとともに、市民と市の協働や市民相互の助け合いについて規定しています。

また、川口市は、「人と しごとが輝く しなやかで たくましい都市 川口」を将来都市像としてまちづくりを進めています。

本市に住まい、集うすべての人々の基本的人権が尊重され、平和で幸福な生活を送り、さわやかにささえあう地域づくりをめざして、この計画の基本理念を「きらり川口 地域ふれあいのまちづくり」、計画名称を「きらり川口 地域ふれあいプラン」とし、かがやく自立の意識づくり、さわやか互助・共助の地域づくり、こまやか公助のまちづくりを市民等と行政が協働して積極的に進めます。

## 《基本理念の体系》



## 2 基本目標

計画の目的を具現化し、基本理念「きらり川口 地域ふれあいのまちづくり」を実現するための取組の基本目標をつぎのように設定します。

### 基本目標 1 : 地域で支えあう仕組みづくり

地域に存在する様々な問題・課題を解決するために、地域コミュニティの創造・強化や、分野を超えた相談・コーディネート※体制の充実を進めます。

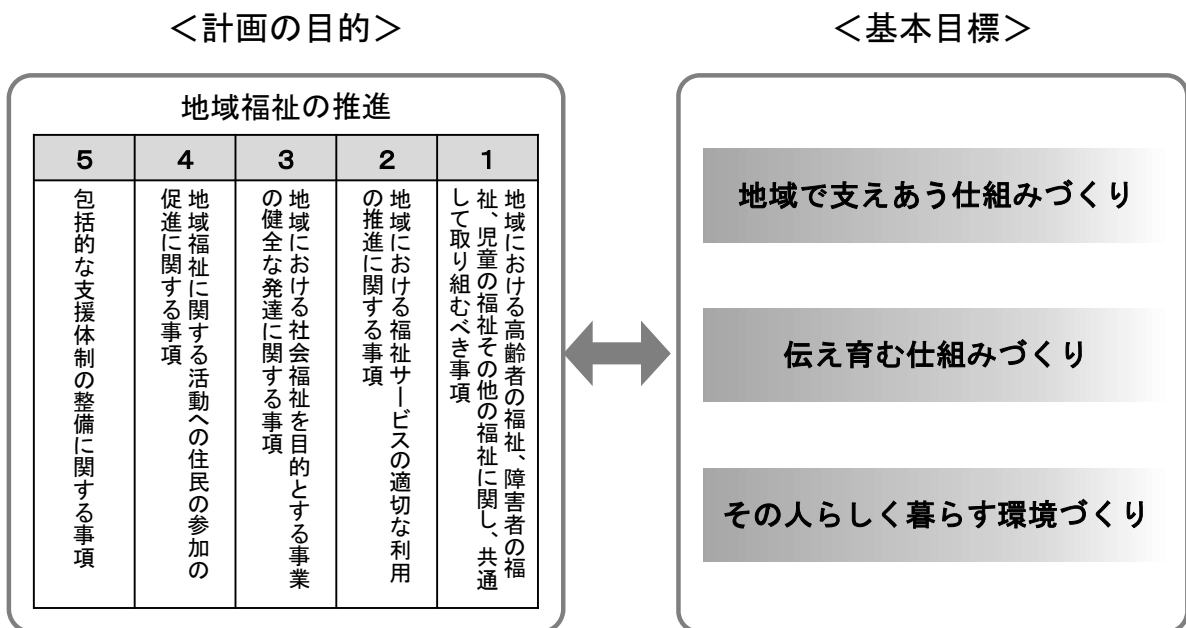
### 基本目標 2 : 伝え育む仕組みづくり

地域の課題を福祉サービスにつなげ、解決へと導くために、市民の啓発やサービス提供者の情報発信力の強化に取り組むとともに、次世代を担う地域の福祉人材の育成・発掘に努めます。

### 基本目標 3 : その人らしく暮らす環境づくり

様々な特性を持った市民がお互いの多様性を認めあい、自己実現を図ることができる環境づくりを進めます。

#### 《計画の目的と基本目標》



※コーディネート

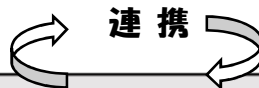
物事を調整し、まとめること。

### 3 方針の全体像

本計画の取組方針は次のとおりです。第2期川口市地域福祉活動計画（かわぐち市民活動プラン）※と連携した地域づくりに取り組みます。

#### 《第2期川口市地域福祉計画（後期）の取組方針》

基本理念	基本目標	取組方針	個別方針	掲載頁
きらり川口 地域ふれあいのまちづくり	1 地域で支えあう仕組みづくり	(1) 多様な分野との連携	① ネットワークづくりとコーディネート体制の充実	27
			② 分野・組織を超えた相談体制等の仕組みの整備	28
		(2) 地域コミュニティの創造・強化	① 地域に目を向ける活動の推進	31
			② 地域住民交流の促進	32
			③ 地域活動ネットワークづくり	32
			④ 社会福祉協議会の活動支援	33
			⑤ 地域福祉実践体制の強化	34
			⑥ ボランティア活動の活性化と質の向上	34
			⑦ 地域福祉活動団体の創出・支援	35
		(3) ライフステージに着目したコミュニティ活動の強化	① 子育て支援の地域づくり	38
	② 若い世代の活動機会づくり		39	
	③ 勤労世代の活動の促進		39	
	④ 退職者等の活動支援		40	
	(4) 地域の見守り活動の推進	① 地域ぐるみの防災・防犯の取組	43	
		② 孤立・孤独を防ぐ地域の活動	44	
	(5) 福祉サービスの充実	① 相談・ケアマネジメント体制の整備	45	
		② サービス評価体制の確立	46	
		③ 生活困窮者の自立支援の推進	46	
	2 仕組みづくり 伝え育む	(1) 情報発信の強化（啓発）	① 利用者の立場に立ったサービス情報提供体制の充実	49
			② 関係する法制度の周知・活用の促進	49
		(2) 教育（人材育成）	① 地域福祉人材の育成・発掘	51
② 差別・偏見を解消する取組			52	
③ 福祉教育・学習の充実	53			
④ ボランティア活動のきっかけづくり	53			
3 その人らしく暮らす 環境づくり	(1) バリアフリー化の推進	① 安全・安心な住環境づくり	55	
		② 移動・情報伝達手段のバリアフリー化の推進	55	
	(2) 自己実現の支援	① 特別支援教育の推進	56	
		② 障害者・高齢者の就労機会の拡大	57	
		③ 障害者・高齢者の社会参画の促進	57	
	(3) 権利擁護の推進	① 権利擁護の推進	59	
② 苦情解決体制の整備		59		
③ 虐待防止体制の整備		60		
④ 市民後見人の育成	60			



第2期川口市地域福祉活動計画（かわぐち市民活動プラン）

※第2期川口市地域福祉活動計画（かわぐち市民活動プラン）

川口市社会福祉協議会が策定する計画で、地域の住民や団体が主体となって、地域問題の解決やより良い地域づくりを目指す行動計画。

地域福祉を推進するには、行政が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」がお互いに作用し合う必要がある。

《第2期川口市地域福祉活動計画の重点目標》

目標1 ひとりぼっちにしない地域づくり

目標2 あんしんできる居場所づくり

## 第3章 取組方針



## 基本目標1 地域で支えあう仕組みづくり

戦後、産業の工業化に伴う都市への人口流入、家族構成の核家族化、少子高齢化の進展、経済の低成長期への移行など、社会経済情勢の変化に伴い、個人の価値観は多様化し、地域を取り巻く問題・課題も同様に多様化しています。

地域におけるこうした様々な問題・課題に対して、これを解決・支援していくためには、地域住民やNPO・ボランティア団体等の市民組織、社会福祉協議会・企業等の社会福祉事業者がそれぞれの立場から身近な問題として捉え、互いに協力し合えるような仕組みの構築が不可欠です。

我が国では、平成28年に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、その中で、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が掲げられました。

市は、行政としての施策を実施することに加え、地域におけるこうした仕組みづくりを支援するとともに、それぞれの地域における福祉活動に対しても支援し、川口市における地域共生社会の実現を目指していきます。

地域福祉の主役は、子どもから高齢者まで、支援する人も支援される人も含め、すべての川口市民です。

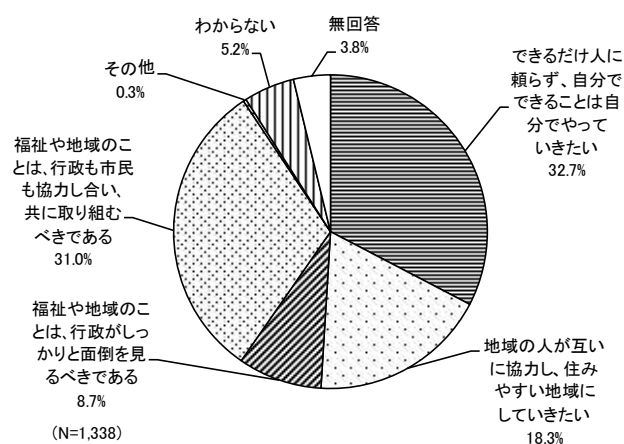
社会福祉協議会は、主役である川口市民と行政や関係団体等との懸け橋となり、それぞれの地域の実態等を踏まえながら、地域特性に応じた具体的な活動を通じて、地域課題の解決を図っていくことが期待されています。

市民と地域の福祉活動団体、行政の三者が地域の課題解決について協働し、地域で支えあう仕組みを作ることが求められています。

### 【アンケート調査から】

地域における福祉についての考えは、「できるだけ人に頼らず、自分でできることは自分でやっていきたい」「福祉や地域のことは、行政も市民も協力し合い、共に取り組むべきである」がともに3割を超え、「地域の人が互いに協力し、住みやすい地域にしていきたい」が1割後半となっている。自助・互助・共助・公助の考えのもとで地域共生社会の実現に取り組んでいくことが求められています。

#### 《地域における福祉についての考え》



**取組方針 (1) 多様な分野との連携**

我が国の人口減少・少子高齢化は、世界に類を見ない速度で進行しており、それに伴う様々な問題が「生活のしづらさ」を増加させています。生活のしづらさを解決するため、これまでも高齢者に対する支援、障害者に対する支援、子どもに対する支援、生活困窮に関する支援など、様々な分野での支援が展開されてきました。

昨今は複合的な課題を抱えるケースも増加しています。例えば高齢の親と働いていない独身の子どもが同居している世帯に対する支援、介護と育児の課題を同時に抱えるダブルケア世帯に対する支援など、生活のしづらさの形の多様化が顕著に表れています。

こうした複合的な課題を抱えるケースの解決に向けては、福祉関係領域のみならず、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生など、多様な分野で制度横断的な協働を実現していくことが必要です。

また、こうした多様な分野の横断を実現するうえでは、市をはじめとした公的な機関のみならず、社会福祉協議会や職能団体、職域団体、また、ボランティア組織やNPOなど、市内で活動するフォーマル・インフォーマルを問わない関係機関・関係者の連携の推進が不可欠です。

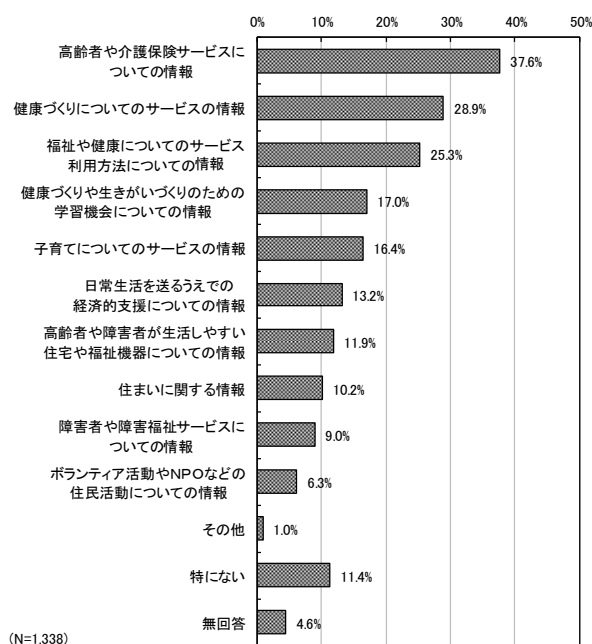
**【アンケート調査から】**

福祉や健康について知りたい情報については、「高齢者や介護保険サービスについての情報」が37.6%で最も多く、次いで「健康づくりについてのサービスの情報」が28.9%、「福祉や健康についてのサービス利用方法についての情報」が25.3%となっています。項目を見ると、高齢・障害・子育て・経済的支援・住まい・福祉機器・サービス・住民活動など、多岐にわたる情報のニーズがあることがわかります。

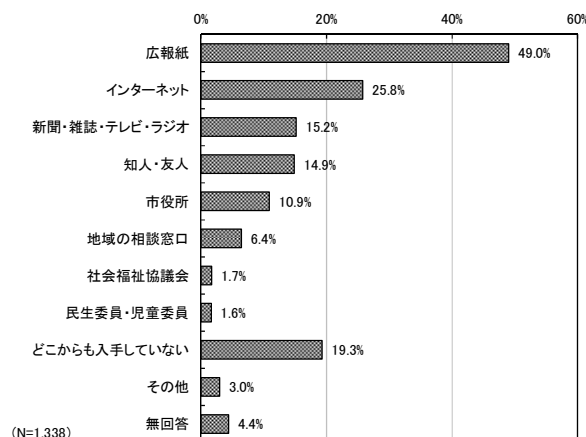
また、福祉サービスに関する情報の入手先をみると、市役所や地域の相談窓口の割合は広報紙やインターネットと比べると低く、多岐にわたる情報を対面の場、かつ公的な場において提供できる体制整備の必要性がうかがえます。



《福祉や健康について知りたい情報》



《福祉サービスに関する情報の入手先》



- 個別方針
- ① 「ネットワークづくりとコーディネート体制の充実」
  - ② 「分野・組織を超えた相談体制等の仕組みの整備」

① ネットワークづくりとコーディネート体制の充実

福祉ニーズの多様化等に伴い、ニーズへの対応のあり方についても総合的・柔軟的な体制が求められることなどから、様々な福祉事業者・福祉活動団体等の連携強化を図るためのネットワークづくり等により、福祉サービス提供体制の強化を図ります。

また、地域住民が安心して暮らすことができるよう、事業者や地域活動団体、専門機関とのネットワークを強化し、協働によるまちづくりを推進します。

【取組例】

市民	・担い手として参加
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事業者の組織化(社会福祉協議会・福祉事業者)</li> <li>・日常生活支援ネットワークづくり(社会福祉協議会・地区社会福祉協議会、町会・自治会、関係機関・団体)</li> <li>・地域団体連絡会の開催(社会福祉協議会・地区社会福祉協議会、町会・自治会、地域福祉活動団体、関係機関・団体)</li> <li>・高齢分野の地域ケア会議、障害分野の協議会、子ども・子育て分野の子ども・子育て会議、その他様々な会議体間の連携促進</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域保健センター・保健ステーションを拠点とした地域に密着した保健・福祉サービスの提供</li> <li>・子育て支援ネットワークづくり</li> <li>・生活困窮者支援に対するネットワークづくり</li> </ul>

## 基本目標1 取組方針(1)

### ② 分野・組織を超えた相談体制等の仕組みの整備

近年、壮年の引きこもりと老親が社会から孤立する「8050問題」や、「若年性認知症」、「障害のある生活困窮者」など、福祉ニーズの多様化・複雑化が進んでおります。福祉以外の様々な分野との連携を促進させ、いわゆる「制度の狭間」に陥っている人に対する支援の充実や、「たらいまわし」を防止し、ワンストップで生活のしづらさを相談できる体制の整備が求められています。

そのため、市では相談者や世帯の課題を把握し、多機関・多分野と連携を図る体制について検討し、課題に応じた適切な支援が包括的に提供される仕組みづくりの推進に努めます。

また、いわゆる「包括的な相談支援体制の整備」を構築するには、広く関係機関・関係者との連携が必要であるため、その土台となる市の関係各課の合意形成を図ったうえで、関係機関と連携し適切な支援につなぐことができる体制の整備に努めます。

#### 【取組例】

行政	・地域の相談窓口(地域包括支援センター、子育て支援センター、障害者相談支援センターなど)間の連携強化 ・複合的、分野横断的な課題に対する支援体制の整備
----	--

**取組方針 (2) 地域コミュニティの創造・強化**

地域における市民相互の結びつきは、「町会・自治会など地縁的な関係で構築された絆」「子育てを通じて構築された絆」「公民館などのサークル活動を通して構築された絆」「NPO・ボランティア活動を通して構築された絆」等があり、こうした様々な結びつき・絆による仲間の集まりをコミュニティとして捉えることができます。

近年では、情報通信技術の普及等により、地域を超えた様々な結びつき・絆の創出が可能となっている反面、都市化や少子高齢化などを背景に、家族そのものの規模（世帯人員）が小規模化するとともに、それぞれの暮らす身近な地域との地縁的な結びつき・絆が希薄化しています。

身近な地域の身近な問題を発見し、それを地域の課題として地域のみinnで共有し、解決していくためには、それぞれの暮らす身近な地域における結びつき・絆を創造・強化していくことが不可欠です。

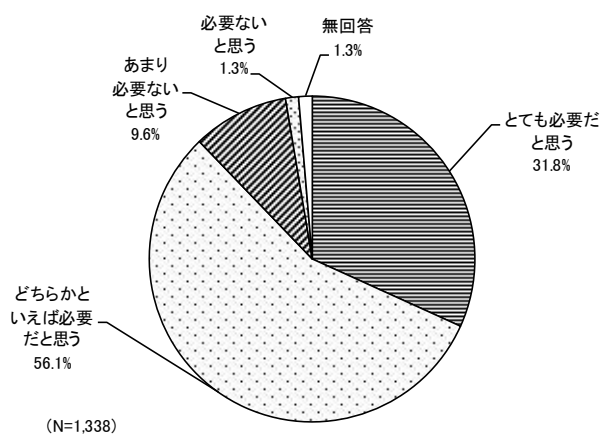
また近年、外国人住民が急増しており、川口市民の約5%半ばの約33,000人（平成30年1月1日時点）となっており、多文化共生も求められています。

川口市民の誰もが、それぞれの暮らす地域のコミュニティの一員として、地域福祉の担い手であるという意識をもつことが重要です。

**【アンケート調査から】**

地域とのつながりの必要性は、「必要だと思う」（「とても必要だと思う」+「どちらかといえば必要だと思う」）が8割半ばとなっています。近所付き合いの程度は、「挨拶や立ち話をする程度」が5割後半で最も多く、次いで「ほとんど付き合いはない」が2割を超えていることから、互いに支えあえる関係には至っていないことがうかがえます。特に18～39歳は「ほとんど付き合いはない」が3割半ばを超えており、地域との関係が希薄であることがうかがえます。地域で助け合いの輪を広げていくために必要だと思うことは、「住民自身が日ごろから地域とのつながりをもつように心がけること」が4割を超え最も多くなっていることから、日頃から見守る関係が構築できるきっかけづくりが求められています。

《地域とのつながりの必要性》



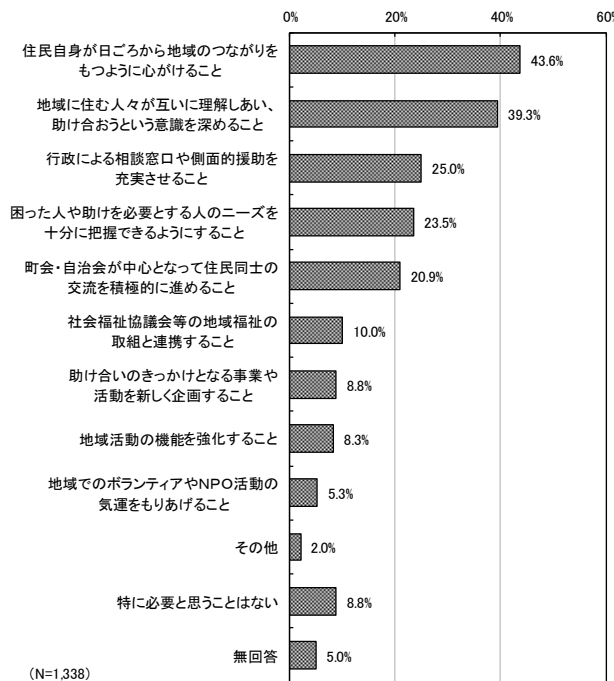
《近所付き合いの程度（年齢別）》

	合計	近所付き合いの程度				
		1. 日ごろから仲良くしている(困ったときに助け合い)	2. 挨拶や立ち話をする程度	3. ほとんど付き合いはない	4. 無回答	
全体	1,338 (100.0)	238 (17.8)	793 (59.3)	295 (22.0)	12 (0.9)	
問2・年齢	1. 18～39歳	280 (100.0)	24 (8.6)	154 (55.0)	101 (36.1)	1 (0.4)
	2. 40～64歳	581 (100.0)	73 (12.6)	373 (64.2)	134 (23.1)	1 (0.2)
	3. 65～74歳	241 (100.0)	59 (24.5)	144 (59.8)	36 (14.9)	2 (0.8)
	4. 75歳以上	224 (100.0)	79 (35.3)	117 (52.2)	21 (9.4)	7 (3.1)
	5. 無回答	12 (100.0)	3 (25.0)	5 (41.7)	3 (25.0)	1 (8.3)

注：( )内はサンプル数を100とした割合

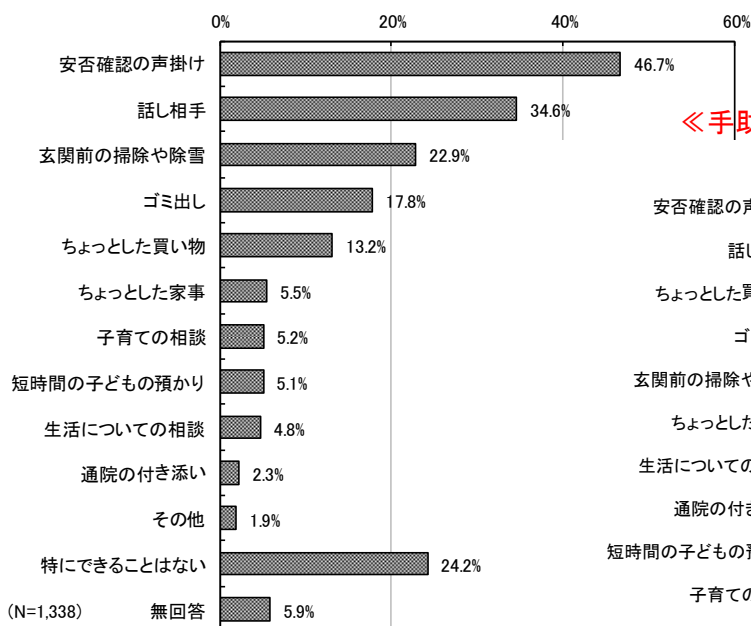
基本目標1 取組方針(2)

《助け合いの輪を広げていくために必要だと思うこと（3つまで）》

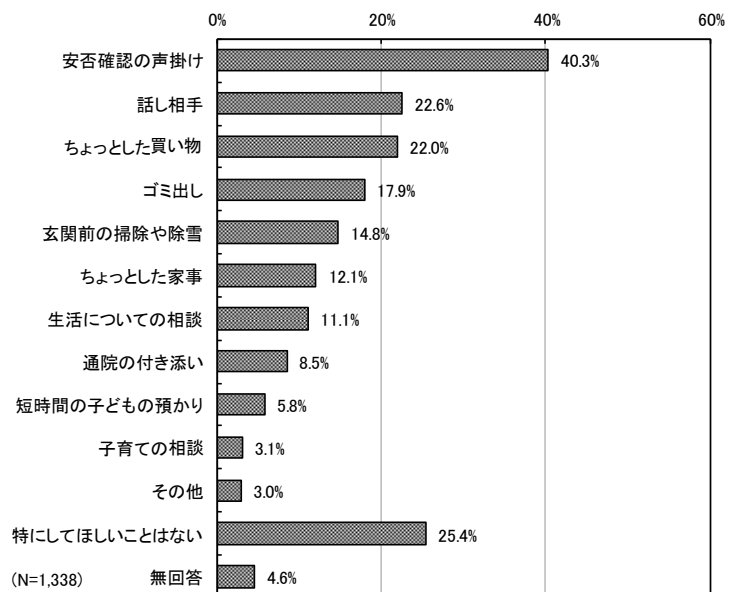


困っている方にできることとして、「安否確認の声掛け」が4割半ば、「話し相手」が3割半ばとなっており、同様に手助けをしてもらいたいこととして「安否確認の声掛け」が4割、「話し相手」が2割となっています。手助けしたい人としてもらいたい人をマッチングさせる仕組み、そして地域の見守り人材として活用していくための仕組みづくりを構築していくことが必要です。

《困っている方にできること（複数回答）》



《手助けをしてもらいたいこと（複数回答）》



- 個別方針
- ①「地域に目を向ける活動の推進」
  - ②「地域住民交流の促進」
  - ③「地域活動ネットワークづくり」
  - ④「社会福祉協議会の活動支援」
  - ⑤「地域福祉実践体制の強化」
  - ⑥「ボランティア活動の活性化と質の向上」
  - ⑦「地域福祉活動団体の創出・支援」

### ① 地域に目を向ける活動の推進

日頃から自分の暮らす地域に関心を持ち、目を向けることが重要であるとの認識から、あいさつ・一声運動など、市民と地域のつながり・絆を創出する活動を推進していきます。住民同士が互いに支えあうことのできる事業を積極的に支援し、困難を抱えているひとり暮らし高齢者や障害者、外国人住民等が安心して暮らしていくことができる活動を推進します。

#### 【取組例】

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ・一声運動への参加</li> <li>・町会・自治会などの行事や集会への参加</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ・一声運動の実施(町会・自治会)</li> <li>・市民活動助成事業※の普及・活用(地域福祉活動団体)</li> <li>・さわやかコール事業(社会福祉協議会)の充実</li> <li>・家事援助サービス・ちょこっと困りごとサポート(社会福祉協議会)</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動助成事業の普及</li> <li>・町会・自治会地域福祉助成事業※の創設・啓発</li> <li>・公民館の活用によるボランティア日本語教室等外国人との共生の取り組み</li> </ul>

#### ※市民活動助成事業

地域や社会の様々な問題、課題に取り組む事業で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業に対し助成金を交付する。川口市の独自事業（旧市民提案型夢づくり助成事業）。

#### ※町会・自治会地域福祉助成事業

町会・自治会として取り組む地域福祉に関する活動等に対し、助成する事業。

## 基本目標1 取組方針(2)

### ② 地域住民交流の促進

同じ地域に暮らす市民同士が互いを知り、そして一緒になって地域について考えていくために、地域における交流活動や交流の場の整備などを促進していきます。また、コミュニティ活動の拠点や社会的孤立防止のための居場所づくりを推進します。

#### 【取組例】

市民	・町会・自治会への加入 ・地域の行事・活動への積極的な参加
地域	・町会・自治会会館の整備・活用(町会・自治会) ・サロン事業の実施(社会福祉協議会・地区社会福祉協議会・地域福祉活動団体) ・町会・自治会加入促進(町会・自治会) ・地域活動スペース(事業所・店舗・民家等)の確保・活用(社会福祉協議会・地区社会福祉協議会・地域福祉活動団体)
行政	・町会・自治会会館整備の支援 ・市民が自由に立ち寄れるスペースの確保

### ③ 地域活動ネットワークづくり

地域に対する市民それぞれの関心や問題意識の有り様に応じて、様々な地域活動が展開されるよう、地域住民や地域活動団体間の交流を通じて、地域活動のネットワークづくりを推進し、活動による効果・成果の相乗効果を図ります。

#### 【取組例】

市民	・地域の活動を動画サイトなどで紹介 ・交流会への参加
地域	・地域住民や地域活動団体、福祉関係機関等のネットワークづくり(社会福祉協議会)
行政	・地域福祉のポータルサイトの立ち上げ支援

④ 社会福祉協議会の活動支援

社会福祉協議会が策定する地域における「かわぐち市民活動プラン」の推進に向け、社会福祉協議会が取り組む様々な活動に対して支援するとともに、社会福祉協議会との連携を通じ、地域での住民主体による取組を支援します。

川口市地域福祉活動計画 (2019~2023)

## かわぐち市民活動プラン

わたしたちが暮らしている川口市をよりよくするために、地域の活動を“後押し”するための計画です。

目標1 **ひとりぼっちにしない地域づくり**

目標2 **あんしんできる居場所づくり**

「地域のこんな課題を解決したい」を住民の皆さんと一緒にカタチにするプラン

- みんなが少しずつ地域づくりに参加することで、川口市はとてよいまちになります！
- 自分にながでできるかな？ みんなで考えてみませんか？

川口市社会福祉協議会「社助」

社会福祉法人 川口市社会福祉協議会 048-252-1294  
～川口市社協は、住民の皆さんと一緒に、より良い地域づくりに取り組んでいます～

教えて社助！

**Q** なぜ地域活動が必要なの？

**A** いま、地域のなかで、ご近所や友達との交流が少なくなっていることで、生活がしづらい人や、孤立している人などが増えているんだ。  
ひとりぼっちをなくして、あんしんできる居場所をつくることで、みんなが暮らしやすい川口市にしていきたいよね！

**Q** どんな地域活動があるの？

**A** 地域のなかで、つながりをもってあんしんして暮らせるように、「サロン活動」や「こども食堂」などの活動がひろがってきているよ！  
また、ひとり暮らしの高齢のかたや、子育て中のかたなどに家事をお手伝いしたり、見守りをする活動もあるよ。  
困ったときはおたがいさまだよね！

★ひとりぼっちにしない地域づくりのために・・・見守り活動、買い物支援など

★あんしんできる居場所づくりのために・・・サロン活動、こども食堂など

社会福祉協議会は、皆さんの活動の第一歩を応援しています。なにかやってみたいというかたは、まずはご相談ください！  
電話：048-252-1294 (担当：地域福祉課)

【取組例】

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会、地区社会福祉協議会の活動内容を理解</li> <li>・社会福祉協議会会員への加入</li> <li>・社会福祉協議会への寄附</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会、地区社会福祉協議会の活動への協力・連携(町会・自治会、学校、企業、地域福祉活動団体、施設等)</li> <li>・社会福祉協議会への寄附(町会・自治会、企業等)</li> <li>・「かわぐち市民活動プラン」の推進・実施(社会福祉協議会・地区社会福祉協議会、地域福祉活動団体)</li> <li>・地区社会福祉協議会事業の充実(社会福祉協議会・地区社会福祉協議会)</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かわぐち市民活動プラン」の実施に関する連携</li> </ul>

## 基本目標1 取組方針(2)

### ⑤ 地域福祉実践体制の強化

地域における活動の実践・活性化に向けて、民生委員・児童委員等の担い手を確保するとともに、連携しながら、地域福祉活動のリーダーともなり得る新たな人材を発掘・育成するなど、住民主体による実践体制の強化を図ります。

#### 【取組例】

市民	・地域の福祉イベントへの参加・協力
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かわぐち市民活動プラン」の推進・実施(社会福祉協議会・地区社会福祉協議会、地域福祉活動団体)</li> <li>・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置</li> <li>・地域活動スペース(事業所・店舗・民家等)の確保・活用(社会福祉協議会・地区社会福祉協議会・地域福祉活動団体)</li> <li>・地区社会福祉協議会の活動強化(社会福祉協議会)</li> <li>・民生委員・児童委員の定員充足率の向上(町会・自治会)</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員の定員充足率の向上に向けた負担軽減策の検討・実行</li> <li>・保護司の定員充足率の向上</li> </ul>

### ⑥ ボランティア活動の活性化と質の向上

「日本一のボランティアのまち」の実現を目指すため、市民へのボランティアへの意識を醸成し、ひとりでも多くのボランティアを育成しながら、地域における福祉活動の裾野を広げ、ボランティア活動の活性化や質の向上に取り組みます。

#### 【取組例】

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動への理解</li> <li>・地域のボランティア活動への積極的参加</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動の啓発(社会福祉協議会)</li> <li>・ボランティアセンターの充実(社会福祉協議会)</li> <li>・市民・行政との協働事業の推進及び充実(青少年ボランティアスクール・ボランティア見本市)(社会福祉協議会)</li> <li>・ボランティア講座の開催(社会福祉協議会等)</li> <li>・市民パートナーステーションとボランティアセンターの連携強化(社会福祉協議会)</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・行政との協働事業の推進及び充実(青少年ボランティアスクール・ボランティア見本市)</li> <li>・市民パートナーステーションとボランティアセンターの連携強化</li> <li>・市民活動助成事業の推進</li> <li>・あいサポート運動</li> </ul>



## ⑦ 地域福祉活動団体の創出・支援

地域の特性・ニーズに応じた地域福祉活動が展開されるよう、活動対象や活動目的などの異なる様々な地域福祉活動団体を創出・育成するなどの支援を行います。また、住民ニーズに応じた住民主体のサービス提供が展開できるよう支援します。

また、川口市の地域福祉活動を支えるコミュニティの大きな柱である町会・自治会への市民の加入を支援・促進し、地域福祉活動の基盤を強化します。

## 【取組例】

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町会・自治会への加入</li> <li>・緊急サポートセンター事業への参加</li> <li>・住民参加型福祉サービス(家事援助サービス)に協力員として参加</li> <li>・ファミリー・サポート・センター※にサポーターとして参加</li> <li>・シルバー人材センターへの登録、参加</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民参加型福祉サービス(家事援助サービス・ちょこっと困りごとサポート)の充実(社会福祉協議会)</li> <li>・ファミリー・サポート・センターの充実(社会福祉協議会)</li> <li>・シルバー人材センターの地域に合わせた職種の検討(シルバー人材センター)</li> <li>・コミュニティビジネス※の立ち上げ(NPO、社会福祉団体等)</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急サポートセンター事業の充実</li> <li>・ファミリー・サポート・センターの充実</li> </ul>

## ※ファミリー・サポート・センター

安心して子育てができるように、住民参加による有償・有料の相互援助活動。子育て中の人が、子育ての援助を行える人に子どもを一時的に預かってもらえるサービスのこと。

## ※コミュニティビジネス

高齢者支援や子育て支援など地域の課題に対応して市民自らが行う事業で、市民事業ともいう。事業を通じて社会貢献することが目的で、市場原理のみでなく、地域との信頼関係の中で事業を行うのが特徴。

**取組方針 (3) ライフステージに着目したコミュニティ活動の強化**

ひとりでも多くの市民が、それぞれの暮らす身近な地域のコミュニティ活動に気軽に参加できるよう、市民のライフステージとその特性に応じたコミュニティ活動の多様化や強化を図っていくことが重要です。

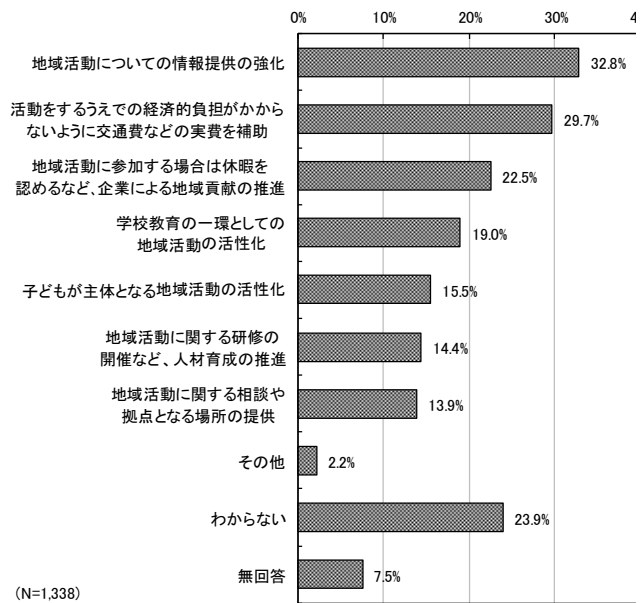
地域におけるコミュニティ活動への参加の意志はあるものの参加していないケースとして、仕事を持っていて忙しく時間がないので地域に参加する機会が少ないケース、地域への参加を始めたいけれど何から始めたら良いかわからないケースなどが想定されます。

特に20歳代の若者や就園・就学前の子育て世帯、市外に通勤している勤労世代、団塊の世代などについて、地域のコミュニティ活動に負担がなく気軽に参加できる仕組みづくりを図るとともに、興味と関心を持って参加意欲が湧くような、そして地域への愛着心が芽生えるような活動を推進していく必要があります。

**【アンケート調査から】**

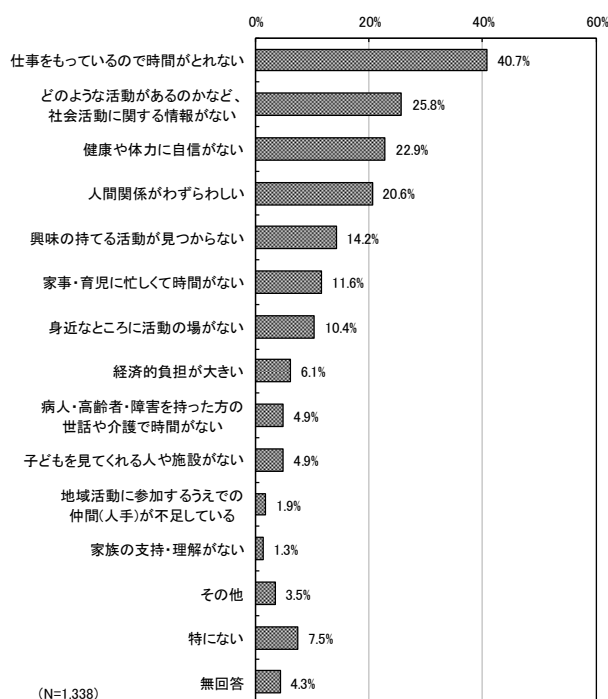
地域活動を広げていくために必要な支援として、「地域活動についての情報提供の強化」「活動をするうえでの経済的負担がかからないように交通費などの実費を補助」が多くあげられています。地域活動の情報に触れる機会の拡充や、多様な媒体による情報発信、発信場所等について検討していくことが求められます。また、多様なニーズに対応するためには、無償によるボランティアだけに頼るのではなく、交通費等の実費負担、さらには有償によるボランティアなどについても検討していくことが必要と考えられます。

《地域活動を広げていくために必要な支援（複数回答）》

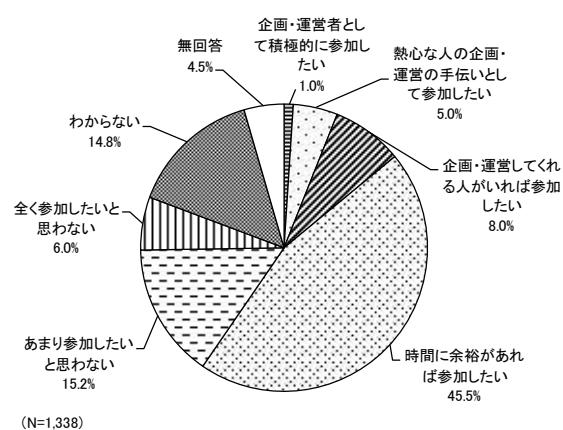


地域活動に参加しづらいと感じる理由は、「仕事をもっているので時間がとれない」が4割で最も多くなっています。そして、地域活動への参加依頼があった場合の参加意向は、「時間に余裕があれば参加したい」が4割半ばとなっており、時間があれば参加してくれることがうかがえます。担い手不足の現状から、今まで地域活動に参加していない、勤労世代を活用していく仕組みを開発することが1つの方法として考えられます。また、一度参加したら参加し続けなければいけない地域活動ではなく、都合がつくときだけや、短時間でも参加可能など、参加者の環境に応じた地域活動の形態を考えていくことも必要です。

《地域活動に参加しづらいと感じる理由（複数回答）》



《地域活動への参加依頼があった場合の参加意向》



個別方針

- ① 「子育て支援の地域づくり」
- ② 「若い世代の活動機会づくり」
- ③ 「勤労世代の活動の促進」
- ④ 「退職者等の活動支援」

基本目標1 取組方針(3)

① 子育て支援の地域づくり

孤立化することなく地域で安心して子育てができるよう、ファミリー・サポート・センター事業の普及や子育て中の保護者同士の交流の機会づくり、健全な子どもの育成のための「こども食堂」など、地域における子育て支援の充実を図ります。あわせて多様化している利用者ニーズに対応できるよう、地域子育て支援拠点の機能強化を図ります。

また、地域住民の登下校時の見守りや行事への参加等を通じて、地域の子育て支援力の強化に取り組みます。

【取組例】

市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリー・サポート・センターへの参加</li> <li>・子育てサークルへの参加</li> <li>・アドベンチャープレイ事業への参加</li> <li>・こども食堂への支援</li> <li>・登下校時の見守りや学校行事への参加</li> </ul>
地 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てサポーターの育成(社会福祉協議会)</li> <li>・ファミリー・サポート・センターの普及(社会福祉協議会)</li> <li>・子育て世帯への総合的な支援調整(社会福祉協議会)</li> <li>・子育てサークルの立ち上げ(NPO、ボランティア団体等)</li> <li>・子育て世代が交流できる地域イベントの実施(町会・自治会、社会福祉団体等)</li> <li>・こども食堂のための場所の提供や物資等の支援</li> <li>・こども食堂への助成(社会福祉協議会)</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリー・サポート・センターの充実</li> <li>・地域子育て支援拠点の機能強化</li> <li>・おやこの遊びひろば事業の充実</li> <li>・アドベンチャープレイ事業の充実</li> <li>・乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>・子育てサポートの活動支援</li> <li>・ひとり親家庭への支援の充実</li> <li>・青少年育成委員による取組支援</li> <li>・学校応援団※の推進</li> <li>・地域ぐるみの安心・安全体制整備の推進(スクールガード・リーダー)</li> <li>・子育て世代包括支援センター事業</li> </ul>

※学校応援団

学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う、保護者・地域住民による活動組織。

## ② 若い世代の活動機会づくり

地域への関心が薄く、地域活動への参加も比較的少ない若い世代について、地域への関心・興味を高めるための機会づくりや、気軽に集い参加できる活動や場の整備、**魅力ある活動内容の創出**などにより、若い世代の地域活動への参加を促進します。

## 【取組例】

市民	・地域活動、行事等への参加
地域	・青少年ボランティアの育成・活動支援(社会福祉協議会) ・子どもが参加しやすい地域イベントの実施(町会・自治会、社会福祉団体等)
行政	・青少年ボランティアの育成・活動支援 ・青少年会館等の公共施設の若い世代の利用促進

## ③ 勤労世代の活動の促進

**市内・市外**への通勤者など、地域で過ごす時間が少ないことなどから地域や地域活動に馴染みにくい勤労世代について、就労形態・時間等に配慮した参加しやすい時間帯のイベント開催などを通じて、同じ地域に住む勤労世代同士での交流機会や地域活動への参加機会を創出していきます。**また、ワークライフバランス※の推進を通じて、地域活動への参加機会の創出を図ります。**

## 【取組例】

市民	・地域活動、行事等への参加
地域	・勤労者が参加しやすい地域活動、地域イベント等の実施(町会・自治会、社会福祉団体等) ・企業・事業所の社会貢献、ボランティア活動の実施(企業等) ・地域活動の希望者と地域団体のコーディネート事業の実施(社会福祉協議会)
行政	・企業・事業所の社会貢献、ボランティア活動の啓発・促進 ・ワークライフバランス理念の啓発

## ※ワークライフバランス

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。少子化対策に連動する形で広まっている。また、国はその基本理念を示す「憲章」と国や企業などが取り組むべきことをまとめた「行動指針」を平成19年に策定した。

## 基本目標1 取組方針(3)

### ④ 退職者等の活動支援

団塊の世代をはじめ、退職者などがそれぞれの知識や経験を生かしながら生きがいをもって暮らせるよう、地域における様々な住民活動やボランティア活動への関心・興味の喚起と活動への参加を促進していきます。特に、地域を支える担い手の育成・確保として、支援を必要としない元気な方が地域活動に参加するための「きっかけづくり」に取り組みます。

#### 【取組例】

市 民	・町会・自治会活動やボランティア活動への参加 ・地域活動に関する情報の収集
地 域	・町会・自治会への加入を促進(町会・自治会) ・ボランティア活動の推進(社会福祉協議会・地区社会福祉協議会、地域福祉団体) ・中・高齢者を対象とした地域活動実践講座の開催(社会福祉協議会・地区社会福祉協議会)
行 政	・ボランティア活動への支援 ・高齢者対象の趣味・教養講座やスポーツ教室の実施 ・盛人大学事業※、老人大学事業※の充実

#### ※盛人大学事業

50歳以上の方々に、交流と地域活動の機会を提供し、卒業後に地域で活躍する人材を育成することを目的とした事業。

#### ※老人大学事業

高齢者の知識を深め、より充実した生活を送るための教養の向上と、健康・生きがいつくりの増進を図り、介護予防に資することを目的とした事業。

<b>取組方針</b>	<b>(4) 地域の見守り活動の推進</b>
-------------	------------------------

近年、高齢者のひとり暮らしなど、地域や社会との関わりが薄れがちな人々が増加しており、孤立死といった社会問題への対応を含め、いかに地域で見守り体制を整備・創出していくかが問われています。

自らが暮らす地域や、地域で暮らす他の人々に関心を持つことは、ひとり暮らし高齢者などの地域からの孤立を防ぐだけでなく、様々な地域の問題・課題の発見という観点から重要なことです。

災害時などにおいて不可欠となる地域の助け合いは、地域の人々との日頃からのつきあいがあり、コミュニケーションが取れていることが基本です。

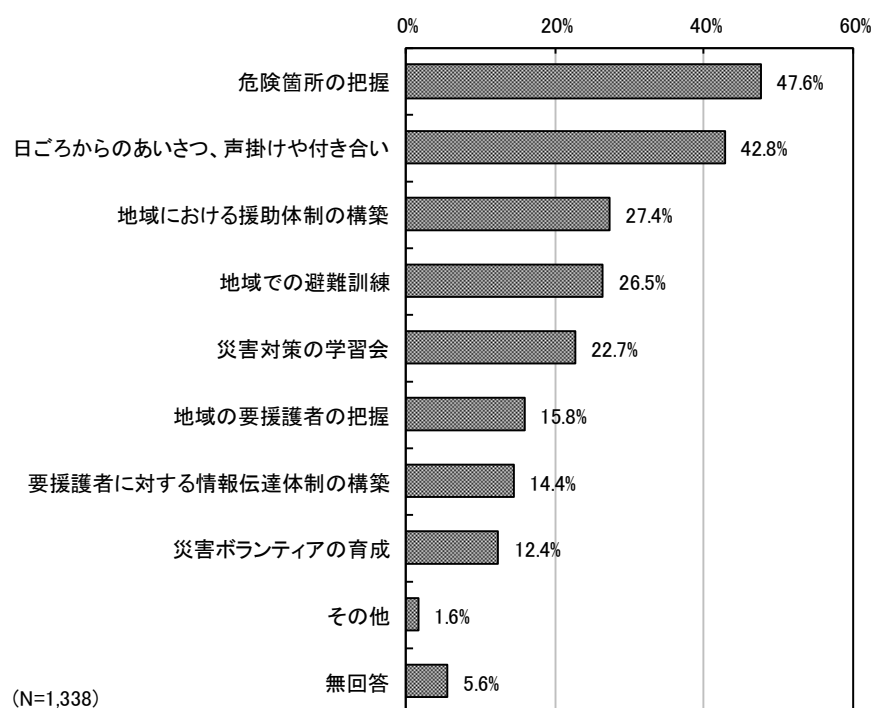
こうした観点から、地域における常日頃の見守り活動やそのための仕組みづくりについて支援していく必要があります。

### 【アンケート調査から】

災害時の備えとして、約半数の方が「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が重要と考えています。

身近な地域における日頃からの付き合いを通して、地域や地域に暮らす人々への関心を持ち、ひとり暮らし高齢者などの見守りができる仕組みを築いていく必要があります。

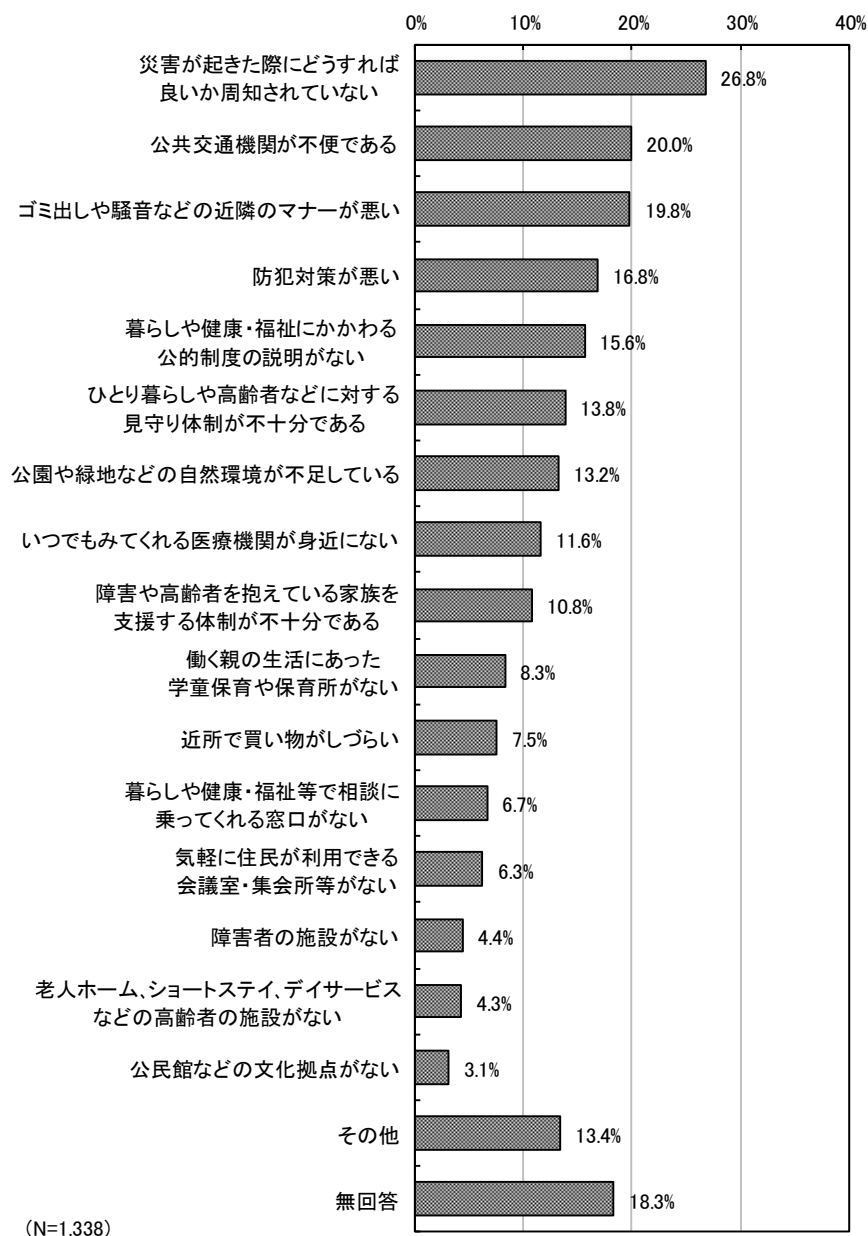
### 《災害時の備えとして必要なこと（3つまで）》



基本目標1 取組方針(4)

川口市の改善すべきところとして、「災害が起きた際にどうすれば良いか周知されていない」が2割半ばで最も多くなっていることから、災害時における避難方法や避難所についての情報発信の充実を図ることが必要です。特に障害者や外国人住民といった配慮が必要な人については、決め細やかな対応が必要です。

《川口市の改善すべきところ（複数回答）》



- 個別方針
- ① 「地域ぐるみの防災・防犯の取組」
  - ② 「孤立・孤独を防ぐ地域の活動」



## ① 地域ぐるみの防災・防犯の取組

子どもから高齢者、**外国人住民、そして障害の有無にかかわらず**、誰もが安心して地域で暮らせるよう、大規模地震等の災害時における地域住民相互の助け合いの仕組みとしての避難行動要支援者への対応体制の確立や地域における自主防災組織活動の活性化、**福祉避難所の確保など地域ぐるみの防災活動を支援します。また、高齢者を狙った詐欺やひったくりなどへの防犯活動にも取り組みます。**

## 【取組例】

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家具等の耐震化、家具類の転倒防止対策</li> <li>・消火器・消火用水の準備</li> <li>・非常用持出品・食糧・飲料水・常備菜の準備</li> <li>・防災訓練、防災講習会への参加</li> <li>・避難場所・避難所の確認</li> <li>・自主防災組織への参加</li> <li>・防犯教室、防犯パトロール講座への参加</li> <li>・<b>支援マップの作成と役割分担の明確化</b></li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の活動(町会・自治会)</li> <li>・防災訓練、防災講習会の実施(町会・自治会、事業者、企業)</li> <li>・避難行動要支援者の把握と地図情報の作成(町会・自治会)</li> <li>・避難カード・マップ作成(町会・自治会)</li> <li>・事務機器等の耐震化、転倒防止対策(企業、事業者)</li> <li>・消火器・消火用水の準備(企業、事業者)</li> <li>・災害時の避難施設として市と協定を締結(事業者)</li> <li>・避難経路・避難場所・避難所の確認(企業・事業者)</li> <li>・発災時の社員・職員の行動マニュアルの作成(企業・事業者)</li> <li>・<b>地域防災ネットワーク会議(社会福祉協議会)</b></li> <li>・災害ボランティアセンターの設置・運営及び連携体制の整備(社会福祉協議会)</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>災害時における情報発信及び情報収集の充実</b></li> <li>・自主防災組織の育成</li> <li>・避難場所・避難所の指定整備</li> <li>・福祉避難所の整備</li> <li>・民間福祉施設との避難協定(<b>受入れ協定</b>)の締結推進</li> <li>・避難行動要支援者登録制度の推進</li> <li>・防災リーダー認定講習の開催</li> <li>・災害ボランティア活動の支援体制の整備</li> <li>・防犯教室・防犯パトロール講座の充実</li> <li>・<b>外国人住民への避難方法や避難場所など災害時対応方針の周知(「外国人対象の防災訓練講習会、日本語教室、防災ハンドブックの多言語化、多言語による指さし会話シート)</b></li> </ul>

## 基本目標1 取組方針(4)

### ② 孤立・孤独を防ぐ地域の活動

近年、不登校や引きこもり、虐待、孤独死、そしてごみ屋敷問題など、地域からの孤立をひとつの要因とする問題が増加していることから、地域住民同士が互いに関心を持つとともに、こうした孤立しがちな方への関心と気遣いをもった見守り体制の構築や居場所づくりなどの支援を充実します。

#### 【取組例】

市 民	<ul style="list-style-type: none"><li>・町会・自治会やボランティア団体等の地域コミュニティへの参加</li><li>・市や社会福祉協議会が実施する見守り事業の利用</li></ul>
地 域	<ul style="list-style-type: none"><li>・さわやかコールや食事サービスなどを通じた安否確認(社会福祉協議会)</li><li>・見守りネットワークの整備(社会福祉協議会)</li><li>・地域福祉推進員による活動(社会福祉協議会)</li><li>・民生委員・児童委員の周知(町会・自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員)</li><li>・こども食堂の展開</li></ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"><li>・ふれあい収集</li><li>・配食サービスや緊急通報システムなどを通じた安否確認</li><li>・新聞配達店等の地域資源を活用した「見守り協定」ネットワークの構築</li><li>・民生委員・児童委員制度の啓発</li></ul>

<b>取組方針</b>	<b>(5) 福祉サービスの充実</b>
-------------	----------------------

市民自ら、あるいは家族単位で自力で行う「自助」、地域でともに助け合う「互助」、社会保険制度などによる「共助」が重要とは言え、そこには限界があります。

これらの「自助」「互助」「共助」による取組を支えるために、市全体の福祉の基盤的なサービスを推進する「公助」が大事な役割を果たします。

必要とされるサービスも多様化していることなどから、市民ニーズに応じた新たなサービス提供者の育成に取り組むとともに、サービスを必要とする市民ニーズに決め細やかな対応ができるようサービスの質の向上に取り組むことが求められています。併せて、サービスの質の向上に向けた評価体制づくりにも取り組んでいく必要があります。

また、高齢者や障害者、障害児が共に利用できるサービスの充実や、誰もが安定した生活を送ることができるよう、生活困窮者に対する支援の充実が求められています。

- |             |  |
|-------------|--|
| <b>個別方針</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①「相談・ケアマネジメント※体制の整備」</li> <li>②「サービス評価体制の確立」</li> <li>③「生活困窮者の自立支援の推進」</li> </ul> |
|-------------|--|

※ケアマネジメント

市民のニーズを充足させるため、適切な社会資源（福祉や医療などのサービス）と、それを必要とする人とを結びつける手続き・調整のこと。

① 相談・ケアマネジメント体制の整備

福祉ニーズとそれに対応したより適切なサービス・解決策を結びつけるため、相談・ケアマネジメントの質の向上に取り組めます。

【取組例】

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集・評価・判断方法の習得など、利用者の能力向上・強化</li> <li>・地域包括支援センターの活用</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉の総合相談機能の充実とネットワークづくり(社会福祉協議会)</li> <li>・福祉施設の専門性を活かした各種福祉相談の充実(社会福祉団体)</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事務所のケースワーカー等職員及び生活困窮者自立相談支援員の研修機会の充実など資質向上</li> <li>・窓口業務における職員の資質向上</li> </ul>

## 基本目標1 取組方針(5)

### ② サービス評価体制の確立

福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者がより適切なサービス（事業者）を選択できるよう、利用者アンケート等によるサービス評価や行政職員自らが行う行政評価などの取組を通じて、サービス評価体制の確立を図ります。

#### 【取組例】

市民	・利用者アンケートや市民意識調査への協力 ・サービス向上について積極的に提案
地域	・利用者アンケート等の実施 ・サービスの自己評価の実施
行政	・利用者アンケート等の実施 ・サービスの自己評価の実施 ・福祉サービス利用者のニーズ調査の実施 ・行政評価・外部評価を通じた事業の見直し・改善

### ③ 生活困窮者の自立支援の推進

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ることにより、生活困窮状態からの早期自立を支援します。

#### 【取組例】

行政	・生活困窮者自立相談支援事業の充実 ・住居確保給付金支給事業の充実 ・生活困窮者就労準備支援事業の充実
----	---

## 基本目標2 伝え育む仕組みづくり

福祉サービスの提供や地域における活動が地域の課題の解消につながらない大きな理由として行政や地域の活動団体などが発信している様々な情報が地域に十分浸透していないということがあります。

地域福祉を推進していくためには、その主役である市民一人ひとりが、地域の情報を主体的に得ようと努めること、自身や地域の問題・課題について考えるための知識を蓄積することやその助けとなるコミュニティとのつながりを得ること、問題や課題の解決に向けて取り組んでいくための手段やしぐみを知ることが必要です。

そのためには、情報の発信者である行政や活動団体は、市民に対しサービスや地域コミュニティに関わる情報を分かりやすくかつ積極的に発信・提供することが重要です。

また、地域コミュニティ活動が活発に行われ、市民一人ひとりが地域福祉の担い手となる基盤を作るのは「ひとづくり」(人材育成や教育)です。福祉に関わる知識・情報を広く伝え、今の世代が先達から受け継ぎ培った知識・ノウハウを次の世代に伝えていくことが重要です。

### 取組方針 (1) 情報発信の強化(啓発)

ライフスタイルの多様化等に伴い、市民が求める情報も多様化しています。

情報の発信・提供にあたっては、市民や地域が必要とするサービス等の情報をわかりやすく伝えるとともに、提供するための媒体についても、SNS、スマートフォン等の普及を踏まえながら、提供する情報の種類・特性に応じた媒体活用を図っていくことが求められます。

#### 【アンケート調査から】

福祉や健康について知りたい情報は、「高齢者や介護保険サービスについての情報」「健康づくりについてのサービスの情報」「子育てについてのサービスの情報」など年齢やその人の置かれた環境に応じた多様なニーズが明らかとなりました。また、地域活動を広げていくために必要な支援として「地域活動についての情報提供の強化」が最も多くあげられています。

地域活動を推進するため、広報紙やインターネットなど様々な媒体を通じたより一層の情報発信が求められます。

基本目標2 取組方針(1)

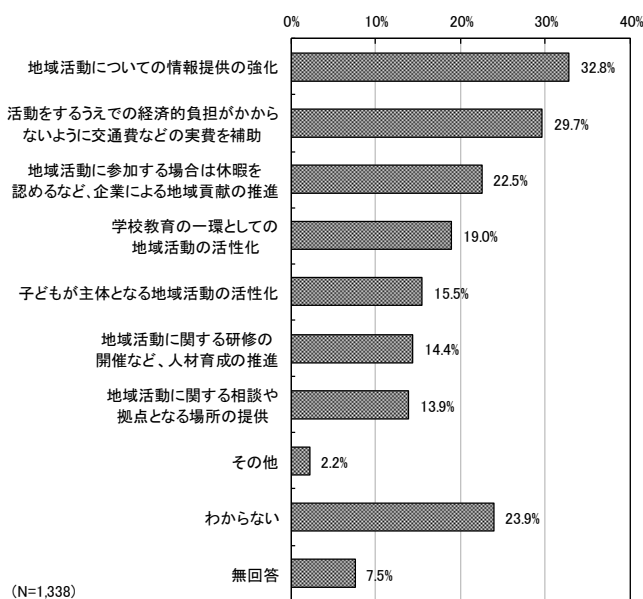
《福祉や健康について知りたい情報（年齢別）》

	回答者数	合計	1. 健康づくりについてのサービスの情報	2. 子育てについてのサービスの情報	3. 高齢者や介護保険についての情報	4. 障害者や障害福祉サービスについての情報	5. 福祉や健康についてのサービス利用方法についての情報	6. ボランティア活動やNPOなどの住民活動についての情報	7. 健康づくりや生きがいのための学習機会(講座や教室)についての情報	8. 高齢者や障害者が生活しやすい住宅や福祉機器についての情報	9. 日常生活を送るうえでの経済的支援についての情報(生活困窮など)	
全体	1,338 (100.0)	2,578 (192.7)	387 (28.9)	220 (16.4)	503 (37.6)	121 (9.0)	338 (25.3)	84 (6.3)	228 (17.0)	159 (11.9)	176 (13.2)	
問2・年齢	1. 18～39歳	280 (100.0)	518 (185.0)	75 (26.8)	131 (46.8)	47 (16.8)	29 (10.4)	42 (15.0)	16 (5.7)	28 (10.0)	11 (3.9)	42 (15.0)
	2. 40～64歳	581 (100.0)	1,162 (200.0)	176 (30.3)	86 (14.8)	223 (38.4)	57 (9.8)	153 (26.3)	48 (8.3)	114 (19.6)	85 (14.6)	83 (14.3)
	3. 65～74歳	241 (100.0)	467 (193.8)	77 (32.0)	1 (0.4)	109 (45.2)	19 (7.9)	77 (32.0)	14 (5.8)	54 (22.4)	29 (12.0)	29 (12.0)
	4. 75歳以上	224 (100.0)	406 (181.3)	57 (25.4)	2 (0.9)	118 (52.7)	14 (6.3)	61 (27.2)	6 (2.7)	31 (13.8)	30 (13.4)	21 (9.4)
	5. 無回答	12 (100.0)	25 (208.3)	2 (16.7)	0 (-)	6 (50.0)	2 (16.7)	5 (41.7)	0 (-)	1 (8.3)	4 (33.3)	1 (8.3)

	10. 住まい(住宅など)に関する情報	11. その他	12. 特になし	13. 無回答	
全体	136 (10.2)	13 (1.0)	152 (11.4)	61 (4.6)	
問2・年齢	1. 18～39歳	52 (18.6)	1 (0.4)	42 (15.0)	2 (0.7)
	2. 40～64歳	61 (10.5)	7 (1.2)	57 (9.8)	12 (2.1)
	3. 65～74歳	15 (6.2)	3 (1.2)	24 (10.0)	16 (6.6)
	4. 75歳以上	7 (3.1)	2 (0.9)	26 (11.6)	31 (13.8)
	5. 無回答	1 (8.3)	0 (-)	3 (25.0)	0 (-)

注:( )内はサンプル数を100とした割合

《地域活動を広げていくために必要な支援（複数回答）》



個別方針

- ① 「利用者の立場に立ったサービス情報提供体制の充実」
- ② 「関係する法制度の周知・活用の促進」

## ① 利用者の立場に立ったサービス情報提供体制の充実

福祉に関する相談体制を含め、利用者の特性・ニーズに応じた様々な福祉サービスが適切に利用することができるよう、サービス情報の発信力を強化し、外国人住民向け情報紙発行等を含め、情報媒体の多様化に取り組みます。

また、サービス利用者についても、サービスについての情報収集力の強化や、評価・判断基準の確立など、意識啓発に取り組みます。

## 【取組例】

市民	・情報収集・評価・判断方法の習得など、利用者の能力向上・強化
地域	・地域福祉のポータルサイトの立ち上げ・活用を検討(社会福祉協議会)
行政	・介護相談員を通じた介護保険・高齢福祉サービスの情報提供 ・障害者相談支援事業の充実 ・外国人住民向けの市ホームページの充実・情報誌の発行(多文化共生情報誌「TOMO×TOMO」の発行、ごみの分別ガイドアプリの公開、外国語版家庭ごみの分け方・出し方の作成、外国人向けごみ集積所(ステーション)収集日看板の作成)

## ② 関係する法制度の周知・活用の促進

少子高齢化などの社会状況の変化に伴い、現在国においては持続可能な社会保障制度のありかたを巡り様々な議論がなされています。こうした状況の中で社会保障制度については、法律が次々に制定・改正されるなど、福祉を巡る法制度はめまぐるしく変化しています。

市は、市民がそれぞれの状況とニーズに応じた制度・サービスを適切に利用できるよう、制度やしきみについてわかりやすく周知を行うとともに、併せて市民が必要なサービスを適切に活用できるような環境の整備に取り組みます。

## 【取組例】

市民	・法制度についての知識習得
地域	・介護保険制度や障害者総合支援法等の理念・仕組みの周知(事業者) ・制度の新設・改正内容を学習する場や機会づくり(事業者、社会福祉協議会等)
行政	・制度の新設・改正内容の周知・啓発 ・研修受講等を通じた専門職職員の資質向上

**取組方針** (2) 教育（人材育成）

地域福祉を推進していくためには、差別・偏見に対する啓発等を含め、市民一人ひとりの福祉意識の醸成・向上が不可欠です。

また、地域における様々な問題・課題を解決していくためには、地域に暮らす人の様々な経験・知識やボランティア・地域活動への参加意欲などが大きな資源となります。

しかしながら、少子高齢化が進む中で、地域福祉を担う人材が高齢化するとともに減少しており、新たな担い手の確保・育成が課題となっています。

こうした地域の資源・人材を発掘し、活用していくためのしくみづくりを進める必要があるとともに、福祉に携わる専門職の育成や質的向上、地域福祉推進のコーディネーターとなる人材の育成なども重要になってきます。

- 個別方針
- ①「地域福祉人材の育成・発掘」
  - ②「差別・偏見を解消する取組」
  - ③「福祉教育・学習の充実」
  - ④「ボランティア活動のきっかけづくり」



## ① 地域福祉人材の育成・発掘

ファミリー・サポート・センターの提供会員や認知症サポーター※の育成など、地域における福祉人材の育成・発掘を通じて、住民参加型の福祉活動の充実を図っていきます。あわせて、住民参加型の活動を充実させることで、地域住民の認知症や障害への理解を促進し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

## 【取組例】

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動への参加</li> <li>・住民参加型福祉サービス(家事援助サービス、<b>ちょっと困りごとサポート</b>)の協力員への登録</li> <li>・ファミリー・サポート・センターの提供会員への登録</li> <li>・認知症サポーター養成講座の受講</li> <li>・市民後見人候補者養成講座などの受講</li> <li>・プレイリーダー養成講座の受講</li> <li>・<b>担い手となりそうな人への声かけ</b></li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民参加型福祉サービス(家事援助サービス、<b>ちょっと困りごとサポート</b>)の充実(社会福祉協議会)</li> <li>・ファミリー・サポート・センターの充実(社会福祉協議会)</li> <li>・市民後見人候補者養成講座などの実施(社会福祉協議会)</li> <li>・<b>コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置(社会福祉協議会)</b></li> <li>・市民活動助成事業の活用(社会福祉団体)</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>人材育成・発掘のための手法の検討</b></li> <li>・<b>成年後見センター事業の充実</b></li> <li>・認知症サポーター養成講座の実施</li> <li>・里親支援の推進</li> <li>・プレイリーダー養成講座の実施</li> <li>・<b>あいサポート運動※の推進</b></li> </ul>

## ※認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人やそのご家族を、自分のできる範囲で暖かく見守り支えていく人のこと。厚生労働省が平成17年から認知症サポーター事業を展開しており、6時間の講座を受けた先生役のキャラバン・メイトが、認知症サポーター養成講座を開催している。

(平成30年10月末現在、川口市の認知症サポーター数**17,445人**)

## ※あいサポート運動

障がいのある方が困っていることなどを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域共生社会を目指す運動。

## 基本目標2 取組方針(2)

### ② 差別・偏見を解消する取組

差別・偏見のない当たり前の地域であるために、住民一人ひとりの多様性を互いに認め合えるよう、ノーマライゼーション※などの理念の浸透などを含め、差別・偏見に対する啓発・広報を進めます。

また、障害があること、日本で生活する外国人であること、性的マイノリティ（LGBT等）※であることなどにより、社会で困難な状況に置かれている人に対しては、人権尊重の観点から配慮、意識啓発も行っていきます。

#### 【取組例】

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉イベントへの積極的参加</li><li>・身近にいる障害のある人たちへの声掛け・見守り</li></ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害者団体と市民等との交流による社会参加と相互理解の推進(社会福祉団体)</li><li>・ノーマライゼーション及びソーシャル・インクルージョン※の理念についての学習機会づくり(社会福祉団体)</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>・ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョンの理念に代表される「こころのバリアフリー」について広報・啓発</li><li>・人権教育の推進(人権教室、学校教育推進事業、人権を考える集い)</li><li>・社会福祉大会や「福祉の日デザイン画」等を通じた福祉の心の醸成</li><li>・障害者週間記念事業の充実</li><li>・男女共同参画の推進</li></ul>

#### ※ノーマライゼーション

障害者の住居・教育・労働・余暇などの生活の条件を、可能な限り障害のない人と同じようにすること。今日、この考え方は、障害のある人たちだけでなく、高齢者、乳幼児、妊産婦など、特別な配慮を必要とする人々に対する基本的な理念となっている。

#### ※性的マイノリティ（LGBT等）

性的指向、性自認のあり方が何らかの意味で多数派と異なっていること。LGBTとは、Lesbian (レスビアン)、Gay (ゲイ)、Bisexual (バイセクシュアル)、Transgender (トランスジェンダー) の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティを表す総称として使われることもある。

#### ※ソーシャル・インクルージョン

貧困者や失業者、ホームレス等、社会から排除されている人々の社会的参入。あらゆる人を排除しない社会を創ろうという理念。

## ③ 福祉教育・学習の充実

地域福祉や地域活動に関する関心・興味を喚起・向上させるため、福祉について学んだり体験したりできる機会の創出・充実を図ります。

## 【取組例】

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉体験・学習機会への参加</li> <li>・ボランティア活動への参加</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアマインド推進校指定事業※の充実(社会福祉協議会)</li> <li>・市民のボランティア活動の受入(社会福祉団体、事業者)</li> <li>・福祉教育・ボランティア学習の推進(社会福祉協議会、社会福祉事業団、NPO)</li> <li>・地区レベルでの福祉教育・学習会の開催(社会福祉協議会・地区社会福祉協議会、学校)</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育におけるボランティア・福祉教育の実施</li> </ul>

## ※ボランティアマインド

社会貢献への意欲、他者を思いやる心

## ※ボランティアマインド推進校指定事業

福祉教育推進の一貫として、小学校、中学校、高等学校でボランティアマインドの育成を図ることを目的に助成金を交付している。

## ④ ボランティア活動のきっかけづくり

地域福祉や地域活動に対する市民自らの関心・興味が身近なボランティア活動に参加するためのきっかけづくりとして、地域で取り組まれている様々なボランティア活動やイベントの情報提供などに取り組みます。

## 【取組例】

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動に対する理解</li> <li>・ボランティア活動への積極的な参加</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動の推進(ボランティアセンターホームページ、情報紙「ぼらんていあ川口」の発行、ボランティア育成・啓発)(社会福祉協議会)</li> <li>・ボランティア休暇の導入等、従業員のボランティア活動を支援(事業者)</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様なメディアを活用したボランティア情報の提供充実</li> <li>・ボランティア見本市等の啓発事業の充実</li> <li>・ボランティア講座の計画的な開催</li> <li>・企業・事業所の社会貢献・ボランティア活動促進に関する啓発</li> </ul>

## 基本目標3 その人らしく暮らす環境づくり

川口市にはおよそ60万人の市民が暮らしています。そして、この60万人には一人ひとりに顔があり、それぞれが異なる個性や夢をもって暮らしています。

豊かさとは、ものがたくさんあることではなく、様々なものがあること。川口市に暮らす60万人一人ひとりの多様性と、それを互いに認め合うことこそが川口市の豊かさであると考えます。

そのために、川口市に暮らす誰もがその人らしく暮らしていくことができるよう、多様性に基づく様々な環境づくりに取り組んでいくことが重要です。

### 取組方針 (1) バリアフリー化の推進

子どもから高齢者、**障害者**の誰もが地域の中での移動などに不便を感じることなく暮らしていけるよう、歩道の段差を解消するなどのバリアフリーを進める必要があります。

そのために、行政と事業者等が連携し、ユニバーサルデザイン※に基づく地域づくりや移動手段の確保に向けた取組を推進していくことが重要です。

#### 【アンケート調査から】

川口市の良いところで「公共交通機関が便利である」が2番目に多くなっていましたが、改善すべきところとしても2番目に多くあげられています。地域別にみると新郷地域・神根地域・安行地域は全体に比べ多くなっています。このような声があがっている地域の公共交通について、改善を検討していく必要があります。

- 個別方針
- ①「安全・安心な住環境づくり」
  - ②「移動・情報伝達手段のバリアフリー化の推進」

#### ※ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン（構想、計画、設計）」の意味。年齢、性別、身体、国籍などの特性や違いを越えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物・施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。

## ① 安全・安心な住環境づくり

住み慣れた自宅・地域でいつまでも暮らせるよう、手すり設置などのバリアフリー化への支援や高齢者向け住宅の斡旋・提供など、安全・安心な住環境づくりに取り組みます。

## 【取組例】

市民	・高齢者や障害者仕様の住宅建築・改修
地域	・住みやすい住宅の提供・改修の実施(事業者) ・住宅の公的保証人制度による住宅斡旋、入居受け入れ(事業者)
行政	・既存の市営住宅のバリアフリー化 ・住宅改造相談の実施 ・高齢者や障害者に対する住宅確保支援制度の拡充(重度身体障害者(児)居宅改善整備費助成事業、住宅改修資金助成金、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録事業) ・サービス付き高齢者向け住宅登録事業の充実

## ② 移動・情報伝達手段のバリアフリー化の推進

誰もが安心して出かけることができるよう、地域・街中におけるバリアフリー化を進めるとともに、視覚障害者や聴覚障害者などの意向を配慮したコミュニケーション支援の充実を図っていきます。また、積極的に障害者に支援する市民が増えるよう、心のバリアフリーを推進します。

## 【取組例】

市民	・街角で困っている人に対する積極的な手助けの実践
地域	・公共交通機関等のバリアフリー化と利便性の向上(事業者) ・身体障害者補助犬の積極的な受入(商店・企業) ・放置自転車、商品の路上はみ出しなど通行妨害の解消(商店・企業) ・視覚障害者・聴覚障害者・音声機能または言語機能に障害のあるかたに配慮した情報伝達手段の確保(商店・企業) ・移動制約者への移送手段の確保(事業者)
行政	・バリアフリー基本構想の周知・推進 ・公民館等の社会教育施設のバリアフリー化 ・ノンステップバスの導入促進 ・福祉有償運送制度※の周知 ・身体障害者補助犬の周知 ・手話通訳者の派遣 ・交通安全思想の普及

## ※福祉有償運送制度

NPO等が自家用自動車を使用して、身体障害者、要介護者等の移送を行う、「自家用有償旅客運送」の一つ。

**取組方針 (2) 自己実現の支援**

市民一人ひとりがそれぞれの個性や夢に応じて、生きがいとなるような自己実現に向けたいきいきとした暮らしができるよう、そのための支援が重要です。

自己実現のあり方・あり様は様々ですが、その多様性を踏まえながら、例えば、障害者や高齢者の就業意欲や身近な地域活動への参加意欲を就業やボランティア活動などに結びつけることができるような仕組みづくりを構築・強化していくことが重要になります。

そのため、地域の様々な企業や活動団体等との連携体制の確立・強化も必要です。

- 個別方針
- ① 「特別支援教育※の推進」
  - ② 「障害者・高齢者の就労機会の拡大」
  - ③ 「障害者・高齢者の社会参加の促進」

**① 特別支援教育の推進**

障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる生きる力を培う、多様で柔軟な教育を推進します。

**【取組例】**

市民	・ノーマライゼーション理念の理解
地域	・ノーマライゼーション理念の理解
行政	・ノーマライゼーション理念に基づく教育の推進 ・特別支援学級の特性を活かした指導、通級による指導の充実 ・支援籍※学習の普及

**※特別支援教育**

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服できるよう、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

**※支援籍**

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、障害のある児童生徒に対する、より適切な教育的支援を行うため、必要な支援を在籍する学校又は学級以外で行う仕組みで、埼玉県独自の制度。

## ② 障害者・高齢者の就労機会の拡大

障害者・高齢者が、それぞれの就業意欲や能力・知識などに応じた就業ができるよう、就労相談などの充実を図るとともに、多様な就労機会や場の拡大に取り組んでいきます。

## 【取組例】

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業能力の向上</li> <li>・作業所・授産施設等の活動の理解</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業所・授産施設等の活動支援(社会福祉団体)</li> <li>・障害者の就労実習の場の提供(企業等)</li> <li>・作業所・授産施設等の高付加価値型事業の企画・開発、販路拡大など(社会福祉事業者、企業)</li> <li>・シルバー人材センターの地域の特色に合わせた職種の検討(シルバー人材センター)</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者就労支援センター事業の充実</li> <li>・シニア向け就職支援セミナー、就職面接会の実施</li> </ul>

## ③ 障害者・高齢者の社会参加の促進

障害者・高齢者がそれぞれの関心・興味に応じて気軽に社会参加できるよう、介護予防などの健康づくりを推進するとともに、文化・スポーツなどの様々な分野における生涯学習・イベントの充実を図っていきます。

## 【取組例】

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノーマライゼーション理念の理解</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区レベルでの福祉教育・学習会の開催(社会福祉協議会・地区社会福祉協議会、学校)</li> <li>・地域活動への障害児(者)、高齢者の参画の促進(社会福祉団体等)</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康、生きがいづくり、介護予防や社会参加などの支援充実</li> <li>・障害者のスポーツ・レクリエーション活動、生涯学習活動などへの参加を促進するための支援の充実</li> </ul>

**取組方針 (3) 権利擁護の推進**

都市化や核家族化の進展により、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者が増加するとともに、近年では特に認知症高齢者の増加も大きな問題となっています。

市民誰もが住み慣れた地域で尊厳をもって暮らしていくために、支援を必要とする世帯に対しては、民生委員・児童委員を中心に地域で住民相互の見守り活動等を通して、異変の早期発見に努めるなど、地域における支えあいの仕組みが重要であるとともに、権利擁護事業や成年後見制度などの制度的な仕組みの活用を選択肢としてもてるよう、こうした仕組みについての周知・普及を図っていくことも重要になります。増加傾向にある認知症や精神疾患等をかかえる高齢者や障害者などが地域で安心して暮らしていくためには、身近で支援できる市民後見人の存在も重要になってきています。

また、福祉サービス利用者の権利を守るためには、サービスを利用する過程で生じる利用者の不満などの様々な問題を適切に解決できる仕組みが大切であり、苦情解決体制の整備が求められます。

さらに、核家族化や地域との結びつきの薄い家庭の増加等を背景に、子ども・高齢者・障害者等への家庭内における虐待が社会問題となっています。様々な事情の中で、虐待の被害者自らが助けを求めるケースは少なく、また、地域から孤立化した家庭の中での虐待は発覚しづらいことなどから、事態が深刻化することもあります。

それだけに、日頃からの地域の人々・仲間への関心をもって暮らすことや地域での見守り活動などが重要になっています。

- 個別方針
- ① 「権利擁護の推進」
  - ② 「苦情解決体制の整備」
  - ③ 「虐待防止体制の整備」
  - ④ 「市民後見人の育成」



## ① 権利擁護の推進

成年後見制度やあんしんサポートねっと等についての市民の関心・意識の向上を図るとともに、利用者支援や苦情解決体制を充実させ、市民誰もが住み慣れた地域で尊厳をもって暮らしていけるよう、権利擁護の推進に取り組みます。

## 【取組例】

市民	・市民後見人制度の理解と参加
地域	・あんしんサポートねっと※の実施と周知(社会福祉協議会) ・市民後見人候補者養成講座などの実施(社会福祉協議会)
行政	・成年後見制度の啓発 ・ <b>成年後見センター事業の充実</b> ・成年後見制度利用支援事業の充実 ・ <b>人権相談の実施</b> ・個人情報の管理体制の推進

※あんしんサポートねっと（愛称）

県社会福祉協議会からの委託を受けて市社会福祉協議会が行っている「福祉サービス利用援助事業」のこと。高齢者や知的障害・精神障害等のある方で、一人で生活していく**ことに不安を抱える**方が、安心して生活が送れるよう生活支援員が定期的に訪問し支援を行う。

## ② 苦情解決体制の整備

サービス利用者からの個々の苦情を密室化することなく、社会性や客観性を確保しながら円滑に解決できる体制の整備により、福祉サービスに対する利用者の満足度の向上や権利擁護、また、事業者の信頼や適正性の確保に取り組みます。

## 【取組例】

市民	・福祉サービス利用者の権利の理解
地域	・福祉サービス利用者への苦情解決制度の適切な説明(福祉事業者) ・福祉施設の苦情に対する第三者機関(委員)の設置(福祉事業者等)
行政	・サービス苦情解決体制の適切な運営・周知

### 基本目標3 取組方針(3)

#### ③ 虐待防止体制の整備

虐待に関する知識や意識の普及・啓発を図るとともに、地域や地域住民に対する関心と気遣いに基づく見守りや関係機関との連携強化など、虐待を見逃さないための体制づくりに取り組みます。

##### 【取組例】

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・虐待に対する知識の習得</li><li>・身の回りの虐待を見逃さず行政機関への通報</li><li>・自らが虐待を行わないよう、困りごとについて周囲や行政への相談</li></ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域における虐待を見逃さず行政機関へ通報(町会・自治会、民生委員、隣人)</li><li>・虐待を未然に防ぐために養護者や保護者の悩み事を相談できる環境づくり(NPO、社会福祉団体、学校、保育所、医療機関等)</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>・川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例に基づく虐待防止施策の展開</li><li>・介護や育児に悩みを抱える養護者や保護者に対する相談体制の強化</li><li>・障害者虐待防止センターの適切な運用</li><li>・要保護児童対策協議会の適切な運用</li></ul>

#### ④ 市民後見人の育成

近年、増加傾向にある認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない市民が、地域で安心して暮らすことができるよう支援するため、親族や専門職以外の市民が社会貢献として担う成年後見人を育成します。また、弁護士会や司法書士会、NPO等とのネットワークづくりを進めながら、市民後見人養成講座修了者の活動の場の確保に努めます。

##### 【取組例】

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・養成研修の受講</li><li>・認知症や知的障害、精神障害等への理解</li></ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"><li>・後見が必要な市民を行政機関へつなぐ</li><li>・市民後見への理解</li><li>・市民後見人養成講座の実施(社会福祉協議会)</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>・成年後見センターでの取組強化</li><li>・市民後見人の育成</li></ul>

# 第4章

## 計画の推進体制



## 1 計画推進の方向性

この計画は川口市がめざす将来都市像と多様な福祉施策や福祉サービス、地域住民等による福祉活動を相互につなぐ役割をはたすものとして策定しました。

本計画を総合的かつ効果的に推進するためには、市民等と市がそれぞれの立場と役割を理解し、川口市協働推進条例（平成24年条例第15号）の基本理念に基づき、協働・連携していく必要があります。

計画の推進にあたっては、まず本計画を広く市民に周知し、本計画が目指す基本理念の理解を促進するとともに、市民や地域、市のそれぞれが本計画の理念を踏まえた活動を展開していくことが重要です。

## 2 計画推進の取組

市は地域福祉計画を市ホームページ上で公開するなど周知に努め、また計画の改定期に向けた地域福祉の情報収集にあたるとともに、市が福祉施策を策定する際に地域福祉計画の理念を反映するよう努めます。また、地域福祉の推進のため、川口市社会福祉協議会が策定している川口市地域福祉活動計画（「かわぐち市民活動プラン」）と連携し、地域の福祉活動を支援します。

本計画で掲げる基本理念の実現に向けた具体的な取組として、今計画期間中に実施する取組を次ページに定めます。また、計画の進行管理と評価を行う中で、取組の進捗状況や実績についても明らかにすることとします。

### 3 本計画期間中に実施する取組

#### 基本目標1 地域で支えあう仕組みづくり

取組方針	(1) 多様な分野との連携
個別方針	②分野・組織を超えた相談体制等の仕組みの整備
実施取組	「複合的、分野横断的な課題に対する支援体制の整備」
<p>近年、壮年の引きこもりと老親が社会から孤立する「8050問題」や「若年性認知症」、「障害のある生活困窮者」など、福祉ニーズの多様化・複雑化が進んでおります。このような、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題については、相談者や世帯が抱える複合的な悩みを総合的に受け止め、円滑に相談できる体制の整備が必要です。</p> <p>そのため、市では相談者や世帯の課題を把握し、多機関・多分野と連携を図る体制について検討し、課題に応じた適切な支援が包括的に提供される仕組みづくりの推進に努めます。</p>	
取組方針	(2) 「地域コミュニティの創造・強化」
個別方針	⑤地域福祉実践体制の強化
実施取組	「民生委員・児童委員の定員充足率の向上」
<p>地域の実情に通じ、住民と福祉サービスを結ぶ役割を持ち、また地域住民の相談相手となる民生委員・児童委員は、虐待の防止や地域の見守り活動など様々な場面で活動が期待されています。一方、その職責の重要性に対し、活動の負担が大きいこと、原則無報酬の活動であることや、住民の地域への帰属意識が希薄化していることなどから、なり手不足が社会問題化しています。</p> <p>民生委員・児童委員の定員充足率は、地域コミュニティが地域福祉を実施するための基礎体力とも言える喫緊の課題であることから、平成28年12月の一斉改選後、候補者の推薦母体となる町会・自治会に対し、欠員が出ている地域を中心に推薦を再度依頼するとともに、平成29年10月の川口市社会福祉大会において、民生委員・児童委員のPRを行いました。これらを受け、平成30年11月時点の現員数は、平成28年12月と比較し、1%向上しています。</p> <p>また、なり手不足の要因のひとつである負担軽減策の導入についても、他市の事例を参考に検討を進めます。</p>	
取組方針	(4) 地域の見守り活動の推進
個別方針	①地域ぐるみの防災・防犯の取組
実施取組	「福祉避難所の整備」 「民間福祉施設との避難協定の締結推進」
<p>福祉避難所とは、川口市地域防災計画に定められた避難所のうち、小中学校などに開設される一般の避難所での生活が困難で、特別の配慮を要する方のために開設する避難所です。</p> <p>市では、震災時の建物の耐震性やバリアフリーの状況などを勘案し、平成25年3月に、市内の福祉施設を中心に14カ所を指定しました。また、平成28年3月に、市内の7事業者10施設と「災害時における社会福祉施設への要援護者の受け入れに関する協定」を締結しました。</p> <p>しかし、災害の規模によっては福祉避難所が不足することが予測されることから、事業者への周知</p>	

や協力の呼びかけにより民間福祉施設との避難協定の締結を進め、福祉避難所のさらなる確保に努めます。また、福祉避難所の備蓄物資についても充実に努めます。

取組方針	②孤立・孤独を防ぐ地域の活動
個別方針	「新聞配達店等の地域資源を活用した「見守り協定」ネットワークの構築」
<p>都市化・高齢化・核家族化など、社会構造の変化に伴い住民相互の関係が希薄となった結果、地域社会から孤立する住民が増える傾向にあります。中でも高齢世帯やひとり暮らしの高齢者が異変・病変の際に助けを求めにくい状況は生命に関わる問題であることから、市はこれまで配食サービス事業や緊急通報装置の貸与事業などを通じ、高齢者の見守りに努めてきました。</p> <p>一方、近年はそうした高齢者に限らない様々な年齢層について、地域社会や福祉サービスにつながらない状況で、病気或いは生活困窮などが原因で死亡する、いわゆる「孤立死」が社会問題化しています。こうした状況に対応するために、市は電力・ガス・水道などのいわゆるライフライン事業者に対し料金滞納などへの柔軟な対応を依頼するとともに、定期的に住家を訪問する新聞配達店、郵便事業会社や<b>宅配事業者等</b>と、配達時等に異変を発見した場合に市へ通報する「見守り協定」の締結を進め、ネットワークの構築に努めます。</p>	

### 基本目標3 その人らしく暮らす環境づくり

取組方針	(3)「権利擁護の推進」
個別方針	①権利擁護の推進
実施取組	「成年後見制度の啓発」 「成年後見制度利用支援事業の充実」
<p>判断力が不十分な認知症高齢者などに代わって財産管理や福祉サービスの契約を行う成年後見制度は、平成24年の成年後見申し立て件数が全国で約3万5千件に上り、また、成年後見を必要とする認知症高齢者数も全国で約300万人と推定され、65歳以上の高齢者の10人に一人の割合になるなど、その必要性は、今後急速に高まると見込まれます。</p> <p>一方で、弁護士・司法書士等の専門職後見人が不足していることから、一般市民が後見業務を行う「市民後見人」を育成し、その活動に対する支援体制を整備することが行政に対し求められています。市では、市民後見人を確保できる体制を整備するために、市民後見人候補者養成講座などを川口市社会福祉協議会に委託するなど、地域における市民後見人の活動を支援し、成年後見制度を利用しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>また、<b>市民後見人候補者養成講座を修了した方の活動の場を確保することも重要であることから、弁護士会、司法書士会、NPO等とのネットワークづくりを進めながら、人材の育成と有効活用に努めます。</b></p>	





# 資料編



## 資料1 アンケートからみた川口市の地域福祉の現状

本計画の策定に先立ち、市民の生活状況や福祉に対するご意見をお聞かせいただき、計画策定に反映させていくためのアンケート調査（18歳以上の市民を対象に3,000人を無作為抽出）を実施しました。

